

第六十三回国会 大蔵委員会 議 録 第二十四号

昭和四十五年四月十日(金曜日)

午前十時七分開議

出席委員

委員長 毛利 松平君

理事 上村千一郎君

理事 村上信二郎君

理事 廣瀬 秀吉君

理事 木部 佳昭君

理事 坂元 親男君

理事 地崎宇三郎君

理事 中島源太郎君

理事 原田 憲君

理事 坊 秀男君

理事 森 美秀君

理事 吉田 実君

理事 平林 剛君

理事 美濃 政市君

理事 伏木 和雄君

理事 春日 一幸君

出席政府委員

總理府統計局長 岡部 秀一君

公正取引委員長 吉田 文剛君

事務局局長 大蔵 政務次官 中川 一郎君

大蔵省主税局長 細見 卓君

委員外の出席者

経済企画庁国民生活局参事官 小川 淵子君

参 考 人 (税制調査会会 東畑 精一君

長) (全国銀行協会 横田 郁君

参 考 人 (全国証券業協 瀬川美能留君

会連合会会長)

参 考 人 (日本証券業協 会連合会会長)

大蔵委員会議録第二十四号

昭和四十五年四月十日

第一類第五号

大蔵委員会議録第二十四号

昭和四十五年四月十日

参 考 人 (国学院大学 経 正木 千冬君
済学部教授) 大蔵委員会調査 末松 経正君
室長

本日の会議に付した案件

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第 二二号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第 三四号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣 提出第五七号)

○毛利委員長 これより会議を開きます。

所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の 一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部 を改正する法律案の各案を議題といたします。

本日は、まず東畑税制調査会長が参考人として 御出席になっております。

東畑参考人には、御多用中のところ御出席をい ただき、ありがとうございます。何とぞ忌憚の ない御意見を述べいただきますようお願い申し 上げます。

質疑の通告がありますので、順次これを許しま す。広瀬秀吉君。

○広瀬(秀)委員 東畑先生も非常にお忙しい中を 御出席いただきましてほんとうにありがとうございます。非常に時間が限られておりますので、率 直に、二点御質問を申し上げますので、率直な 御所見をお聞かせいただきたいと思いますのであり ます。

最初に、地方税、特に住民税の問題でございま す。所得税においては課税最低限も平年度百三 万というところまでいきました。初年度、四十五

年度で百万一千六百五十円ということなんです が、その間、所得税の課税最低限と地方税、住民 税の課税最低限というものの間に約三十万の開 き、乖離がある。この問題がどうしても私も理 解できないわけがございます。もちろん住民税 というものが、応益負担という思想がずっとかな り強く支配する税であるということも承知をいた しておりますが、それにいたしまして、たとえ ば昭和四十四年を通じての全国勤労者世帯の平均 消費支出を見ましても、四十四年でも八十七万 円をこえているという数字がきつと出ています わけですね。こういうようなことから見ましても、 今日この課税最低限が、改正案によりましても平 年度で七十二万九千円ということでは、いかにも これは少な過ぎるのじゃないか。いわゆる税の基 本原則である最低生活費には課税せず——もちろ ん最低生活費がこの平均家計で示されているもの ではないかと思ひますけれども、全国勤労者世帯の 平均でありますから、それほど大きな開きは今 日の経済社会の中ではあり得ない。ほばこの八十 七万に近いものがやはり最低生活費であるだろう と私も考えるわけです。それから見ましても、 やはり最低生活費にまで住民税が食い込むと、 地方税の課税最低限の水準が最低生活を侵してい るというところにあるのではないか、そういう気 がしてならぬわけでありまして、この点について の先生の御所見をまずお伺いを申し上げたいと思 います。

○東畑参考人 お話しの点はもっともな点が非常 に多いと思っております。やはり、課税最低限と 申しますか、標準生活程度と申しますか、それに なるべく合わしていくというのが本来のたてまえ かと考えております。

所得税の減税も、大体連年最低額を十万円ほど ずつ上げてきたわけですね。それと並行いたしまし

て地方税も最低減を、住民税であります。やは り上げてきておるわけでありまして、なかなか 追いつかない。ただ、住民税のたてまえと所得税 のたてまえとが私はだいぶ違っておると思うので す。これを同一に論ずることはできないとは思ひ ますけれども、おっしゃるような点は十分考慮し なければならぬ。これは、他方、地方財政の状 況ともにもろに合わせなければならぬ点がございま す。しかし、お話しになりました論点は、一つの 大きな標準になることは確かだと思ひます。

○広瀬(秀)委員 先生、地方財政は、今日財政的 な面を見れば、国にむしろ金を貸すという、財源 を国にむしろ一時的に貸しをつくるという状況に あるわけでございますね。やはり地方税といえど、 なるほどこれは応益、利益を受けるものは、 そろそろ所得の多寡によつて違ふわけのものでもな いだろうというような思想も根底にあるということ で、国の所得税よりはいさういう面でも若干の特殊性 というものがあつていいというところは私も承知 の上なんですけれども、先ほど申し上げたよう な平均世帯、これは全国勤労者世帯の平均でござ いますから、最低生活というものを大きく上回っ たものが平均値として八十七万円という形で、し かもこれは四人家族でございまして、それが現実 に八十七万円だということから見ましても、夫婦子 供三人という、今日あまりない標準世帯、これだ なおかつ地方の住民税の課税最低限は七十二万九 千円である。これはあまりにも乖離がはなはだし いではないか。これはもう最低生活費に食い込ん だ課税であるということをおわざるを得ないわけ なんです。

ところで、きのう総理に対して答申のありまし た経済社会発展計画の中で、この税の部分 をちよつと見てみますと、特に地方税について何行 か触れられておるんですが、「当面、固定資産税

等の負担の適正化に努力するとともに、さらには国、地方を通ずる行政全般の再検討の一環として見直しを行なう。こういうようなことなんでしょう。当面、固定資産税も当然でございまして、住民税のいわゆる課税最低限が所得税との間に三十万という、これはどの乖離というものは不当ではないかという問題点については、経済社会発展計画は、新しいものには一言も触れられていないというようなこともありまして、この辺についての将来の展望というものを、先生のお考えを含めて、私はこう考える、地方税の住民税課税最低限と所得税の課税最低限との差をもう少し、少なくとも詰めるというお考えがございいますかどうか、このことを、率直にひとつ御意見を述べたい。だきたいと思つておられます。

○東畑参考人 税制調査会としては、住民税の最低限の引き上げということは今後もある、実はこういう回答……(広瀬(秀)委員「出し得る問題ですよ。」と呼ぶ)それが片一方のほうも——片一方のほうと申しますのは所得税のほうも、まあ他方に走るといいますか、差はもとのままであつても、両方とも最低限を上げていくというところは御趣旨にも合つておられるかと思ひます。必ずしも差を縮めなければならぬというわけのものでもないと思ひますけれども、われわれとしましては、住民税の最低限を今後引き上げるように努力する、こういうことになっております。

○広瀬(秀)委員 時間がありませんので、私の質問はこれで終わります。

どうぞひとつ御健闘をお願いいたします。

○毛利委員長 堀君。

○堀委員 今度の税制改正にあたりまして、税制調査会の皆さんのいろいろなお骨折りなり、大蔵省の事務当局が法人税なり利子・配当所得についてたいへん前向きな作業をされてまいりましたことに、最初に敬意を表したいと思つております。残念ながら、事務当局なり調査会の皆さんのいろいろなお考えが自由民主党によってねじ曲げられて、今日の提案になりましたことはまことに遺憾

でございます。しかし、今後も、国民の願う、あるべき税制に向かって、ひとつ東畑会長を先頭に、ますます御研さんをお願いしたい、かようにお願いをいたしたいと思つております。今日、日本がたいへんな成長の段階にまいつておりますときに、これから一九七〇年というところでございまして、さらに税制調査会におかれまして、長期税制の答申が出されまして、所得税その他についてはかなり実現を見てまいりまして、新しい段階に税制の問題も入つてまいりまして、思つてございいます。そこで、最初に少し私の所見を申し上げて、今後のあるべき税制の姿について、東畑先生から承りたいと思つております。

私は、いま、日本の現状を見ておると、政治的には民主主義は徹底をいたしておりますが、最近ちょっと問題は起きておりますけれども、一応言論、文書の問題あるいは集会の自由等についても、部分的に不十分なものがありながらも、ますますまああのところにかけているのではないと思ひます。ところが、経済的に民主主義が行なわれておるかと思ひますと、この世界はもうちつとも民主化されていなく思つております。私も、私どもは立場上、社会党でありますから、将来の姿について社会主義というものを志向しておりますけれども、これは単なる手段でありまして、われわれは、国民生活が自由で、豊かで、公平で、平等な社会、それは政治的にも経済的にもそのような社会をつくるための一つの手段として考へておるわけでありまして、特に私は、税制の中における民主主義の問題、これを一九七〇年代の税制の一つの基本的な土台に据えていたいただきたいということをお願いしたいわけでありまして、経済的な税制上の民主主義ということをお申上げておられますのは、要するに、だんだんこういう経済の成長に伴つて、所得格差というものは一面狭まつておるようには見えますが、また異常な開きをもたらしておるわけでありまして、勤労所得だけにとるところの開きというものはそんなに

差があるものではないかもしれませんが、やはり資産的な所得からくるものが相当加速的に増加をいたしましたから、これらの問題については十分配慮をしながら、公平の原則を守つていかなければならない問題があると思つております。

もう一つの問題は、今日、富める者の家族なり子供は、きわめて恵まれた条件で伸びていくわけでありまして、依然として貧しい人の子弟は、あらゆる困難に耐えながら、あるいは中学卒業と同時に、いま高校、大学への進学があたりか国民の当然の権利のようになっておるときに、就職をしておるといふ人々もあるわけでありまして、これらの問題を含めて、税制上民主的に、これらの一人一人の者が少なくとも基本線にスタートには一列に並ぶような条件をつくるというところは、きわめて重要な問題ではないかと考へております。

そこで、税制上の問題としては、私は少なくとも水平の移動の問題についてはあまり重要な問題に考へる必要はないけれども、垂直的な移動についてはかなりきびしい考え方で臨んでいいのではないかと。特に垂直移動の場合には、そういう勤労から得られた資産を引き継ぐというよりも、資産所得を引き継ぐということが私は特に大きな問題にならうかと思つておりますので、これは今回予算委員会でも総理との間に申し上げてきたわけでありまして、水平移動と申しますのは、夫が妻に贈与をしたり、相続をする分については、これはやがてはまた妻はその子供に相続をするときに来るわけでありまして、この垂直のときには、それが夫からであれ妻からであれ、これはひとつきびしい課税によつて、少なくとも経済民主主義というものの基盤をひとつ確立するような方向でお考へをいただきたい。そのかわりできるだけ、夫から妻へのものは、同じ世帯のものは協力をしてその段階にきたというところで、また夫が死亡した後、妻の残存する時間というものはそれはど長期にわたるものではありませんが、一般的には妻と夫の差は十年以内ぐらゐであります。

で、その残された余生についてのその妻の問題は、これは十分配慮すべきであるということで、実は予算委員会でも論議をしてまいりました。そこで、いまの基本的な考へでございまして、こういう問題について、会長は今後の七〇年代の税制についてのあるべき姿というところで、特に重要な問題点についてお触れをいただきたいと思つております。

○東畑参考人 堀さんのお話に、抽象的にいまして、特に反論するという考へはございません。むしろ同調できると思つておるのであります。かゝり一つ加える点があると思へば、つまり税源の培養とでも申しますが、この問題というところと一緒に考慮する必要があるのではないかと。ただ平面的に今日だけについての税の負担感、負担の公平ということとは私は非常に大事なことでと思ひます。そのことと同時に一つ生かしていきたいのは、やはり経済発展の原動力になる資本の蓄積と申しますか、これは将来のさらに税源になるものでございまして、この培養といふこととこれをひとつ十分うまく組み合わせていくというのが、国民の納得を得る所得税関係の根本じゃないか、こう思つております。

○堀委員 いまの先生の御指摘の、税源と申しますより、私は政府の財政に対する税源というふうなことで問題を考へますときには、この間私、福田大蔵大臣とも少し論議をいたしましたけれども、日本は御承知のように民間資本は非常に充実をしておりますけれども、社会資本の立ちあがりが非常に顕著でございまして、どうしてもこの社会資本を充実しなければならぬ、これが財政上、財源上非常に大きな問題でございまして、現在福田大蔵大臣の考へ方は、これを少なくとも税金によつてまかなつていくという考へのように思ひますが、私はちよつとその点は福田さんと思ひが違つておられます。私は、特に公共投資の中で長期的に有効に使えるもの、道路でございましてとか、あるいは地下鉄であるとか、港湾その他長期的に国民がその恵沢に浴するものは、これは

私は、一世代の税収によって全部これを処理しなければならぬ問題ではないのか。当然二世代なり三世代が均分してこの恩恵を受けるわけでありまして、その何世代かにわたってこれについて考えていけばいいのではないかと。そうすれば国債の問題、というのは国民がはんと買ってくれる国債になっておれば、国民から金を借りる形でこの公共投資をやることは、長期的に考えた場合に、短期的に税源だけに問題を求めるというよりも望ましい姿ではないかという問題を、実は大蔵大臣との間に論議をいたしておるわけでありまして、その点、当代の者がやはり負担しなければならぬものもございまして、要するに五十年、百年で償却すればいいものを、十五年、二十年で償却をしておもうといういまの発想の中には、私は過重な税負担を当代のものにかけ過ぎる問題もあるかと思ひますので、この点はより長期的な観点に立つて、財政における財源というもののあり方を、やはり国債発行というものの積極的な側面——これが発行されたときはそういう積極的な側面のほうが強調されておたのでありますが、今日ではどうも逆になってきておりまして、こゝは私は非常に問題があると思つておるわけでありまして。

そこはそこまでいたしまして、次に法人税の問題でございまして、これはまだ検討の段階ということで残されておると思つておりますが、今日以後、その資本と経営の分離というものは、大企業の場合にはますます前に進みつつあるというのがこの七〇年代の傾向ではないかと思つております。もちろんしかし反面、中小企業がかなり広がつてまいりますから、分離をしていないものも確かにございまして、税制調査会の御議論の中にもありますように、この問題については私はやはり二つに考える必要があるのではないかと。要するに経営と資本の分離をされるものと、ごく小さい、経営と分離が困難なものについて、画一的な法人税制の処理というようなことはやはり実情に沿わない点があるかと思つておるわけ

ります。私は諸外国の法人税の姿を見ながら感じるのでありますが、日本の、特に民間のこれからの資本蓄積なり、あらゆるいろいろな問題を考えますときには、どうしてもやはり現在の法人税制が基本的な改正を必要としておるのではないかと。こまかいいろいろな小手先の手段によつて処理をしていくのではなくて、法人税制の根本的な改正をすることなくしては、私は日本の企業の財務比率なりその他を正常な状態に置くことはむずかしいのではないかと、こういう感じがいたしておりますが、この法人税制についてはどのようにお考えになりますか、伺いたいと思ひます。

○東畑参考人 非常に個人的な話になつて恐縮なんですが、私が税制調査会に關係いたしましたから十年近くになるかと思ひます。何も知らずに、実はいまもあまり知りませんが、税調委員になつたのであります。この十年間を通じて、法人税の議論というものはほとんど毎回の税制調査会で盛んに行なわれたのであります。私もそれでだいぶ勉強にもなつたわけでありまして、その議論はどうも、初めの一年間は新しかったのです。あとのほうは同じような議論の繰返しなのであります。結局決着しないということなのであります。そのために、事法人税に關しますと自信のあることはなかなか、これは個人的な意味においても私は恥ずかしい話なんです、言えないというわけなんです、法人税の性質というもので一番やっかいなものは、たとえば法人税というものは、性質上、さういふか、これがおそらく一番やっかいな問題だと思ひますが、これにつきましてもどうも世界的にもあまりはつきりした実態の調査ということもない、人を納得させるような結果は出ていない、こういうことになつております。非常に宙に迷つておるわけなんです。日本の場合におきまして、たとえばシャウプの考え方というものは、日本の過去の法人税とは違つた考え方になつておりますけれども、このシャウプの考え方もずいぶん曲げられておるところがたぶん残つてありまして、少なくとも原形というものは残つて

おる、こういうことになつておる。どうこれを持っていくかということが、単に税制調査会のみならず、日本の政界、官界、学界において、私はもつと根本的に法人というものの研究をしていただきたい、特に株式会社について、という希望を非常に持つておる。私自身の小さい考え方によりまして、多少いま堀さんがおっしゃつたようなことと近いんじゃないかと思つております。つまり法人というのは一本であるというこの考え方です。新日本製鉄も法人であれば、われわれのところのある八百屋さんの法人というものと同じ法人という考え方では、どうも問題をタックすることはできないのであります。どこでその境を切るかは知りませんが、非常に性質の違うものを二つ分けて税の問題を考えていくのが、一つの突破口でないかと実は私は個人的に思つております。

ついでに申しますが、これは先ほどの地方税のお話をちよつと聞いたときに申し上げたいと思つたのであります。地方税につきましても、国税、地方税という考え方、地方税あるいは市町村税となりまして、大阪も市なら私の郷里の人口三千か四千の町も同じ市町村となつております。これにも非常な問題がある。したがつて、住民税ということとは共通の問題になつてくるのです。それを全く経済上の性格の違うような市町村なり府県というものを一本に考えるということにも問題がある。それはちよつと法人につきましても、株式会社になつて株が市場に上場されているというのと、そうでないといふか、これも一線に扱うということには非常な問題がある。これは単に法人税の税率を変えらるということだけでは私は解けないんじゃないか、私は個人的にはいまい

こういふように思つております。なお、今後法人税問題につきましても、何らかの結着を得たいというのが私の念願であります。

○堀委員 おっしゃりますように私も拝見しておるわけでありまして、もう私は議論を続けられ切れないのでありまして、どつかで、第一段

階の区切りでも区切りをつけることがいま法人税では求められているのではないかと、私はこう考えますので、経済の実態に應じた税制、これがいま先生のおっしゃつたことだと思ひます。私も実態を無視して、単に理論だけの上で画一的な処理ができるような段階にもうないと思つておりますので、その点は特に法人税については勇氣を持つて処理していただきたいと思ひます。

最後に、これらの問題の中で、特に私、この間の予算委員会でも総理との間で確認をさせていただきまして、けれども、現在の日本の一つの非常な大きなゆがみの中に、法人の交際費の問題がございまして、総理も、この交際費については根っこから一べん洗い直そうということを約束をしていただきました。どうかひとつ、これからの税制調査会の中で、一体いまの二百万円がいくつ、千分の二・五というのがあるのか、四百万円がいくつというところについて、ひとつ根本から交際費のあるべき姿というものを求めていただきたいと思ひます。一九六五年には、御承知のように、アメリカもケネディ教書に基づく大幅な交際費課税の改正を行なつて、きびしく処置をしておりますし、イギリスもやはり一九六五年の四月にたいへんきびしい処置をいたしておりますのは、もう先生も御承知のとおりであらうと思ひますので、アメリカ、イギリスのような先進諸国がこうなつております今日でもありますから、私は、日本の交際費のあり方は、ひとつ土台から白紙に戻して、国民の全体の負担の公平の上で考えを願ひたいというところを特にひとつ申し上げておきたいと思つております。

それからもう一つ、これからの所得税の減税その他のものの考え方でもございまして、私はこれまでのように、ただ単に課税最低限だけを上げていくということでは、ものの考え方の上で少しも進歩がないのではないかと。やはり私はこの際、いつからそれを実施するかというところは順次いろいろな調整を行ないながらやらなければならぬ問題でありますけれども、やはりアメリカ、

フランス、西ドイツが現在とっており、所得税についての二分二乗方式の問題、これは私はやはり夫婦共有財産制という一つの思想の上の確立が必要なものかと思ひますけれども、これが私は今後の所得税減税についての一つの重要な基盤として取り上げていただく段階に來てゐるのではないのか。それは一年、二年のうちにできる問題ではないかも知れません。いろいろな税制上の整備も整へながら、全体として処理をしなければならぬ問題だと思ひますけれども、しかし所得税減税についての重要な基盤として、この二分二乗の問題をお考えいただく段階に來たというふうには私は判断をいたしておるのであります。以上、交際費課税の技術的な改正の問題と、所得税法における二分二乗について、ひとつこれから準備を進めながら、それを日本の所得税法の中に取り入れていくというかまゝ方の問題について、先生のお考えを承りたいと思ひます。

○東畑参考人 第一点の交際費の問題であります。これはわれわれのところでも相当検討しております。特別措置というか逆特別措置といひます。重くする特別措置になっておりますが、常に出てくる議論であります。今後もうんと検討したいと思つております。ただこれは必ずしも、実情、実態がどうなつてゐるかといふことは多少わからぬことあると思ひますが、飲み食いが好きなんですね。しかし必ずしも飲み食いだけじゃなしに、あれはたしか四百万円でございますか。プラス、あれは中小企業なんかにとっては非常にありがたい交際費経費論ということになっております。この場合も、やはり大企業と中小企業との間には相当区別してしかるべき問題じゃないかと思つております。

それから第二点につきましては、おっしゃるとおりこれは日本の家族制度といひますか、一体世帯ものを考へていくのか個人で考へていくのかという問題と関連いたしまして、考へ方によりましては非常に重要な問題じゃないかと思ひます。十分検討をいたしたいと思ひます。

○堀委員 御承知のように、かつて私どもは家族制度といふことで、世帯構成が五人以上でございしたものが、これも予算委員会と総理との間に議論をいたしまして確認をしていただきましたけれども、現在大蔵省が考へておられます五人標準世帯といふのは、日本の各種政府統計の中を見まして、ありません。全部が三人台になっておるので、このことが一つの問題であります。その三人台になってきたといふことは、これは核家族現象と申します。いま先生のおっしゃつたように大きな世帯から小さな世帯へという移動が非常に明らかなつてきておる一つの証拠であります。同時に妻の座の問題、水平移動の問題を考へておられます。親と子の関係といふものがかつての状態とは著しく変わつてきておるもの、日本にもよく個人主義的思想といふものが、戦後の民主主義の導入とともに大いに変わつた。つある段階に來ておるもので、やはりそういう個人の生活の実態に合わせた税制といふものになつてまいらなければならぬところにあるのではないのか。ですから、そういう意味では七〇年代のあるべき税制といふ問題、これはやはりもとへまた戻るのでありますけれども、税制の上に民主主義がどれだけ確立をされるかといふところに帰着するのではないのか。それは公平の原則であり、平等の原則であり、個人の尊重であり、不当な法人における恩典、不当な資産所得者に対する恩典を排除することによつて、できるだけ税制の上でも民主主義を確立していくといふことが私は特に重要だと思ひますので、この点については特にひとつ税制調査会で今後の審議の中で取り入れていただくということをお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○原田委員 関連して、いま堀さんの議論を私聞いたのですが、いまの現実の家族の数字ですね。税制上の議論をするときに、夫婦子供二人、こういう数字をもつてしなければならぬのではないのか、こゝういふことを税制調査会で検討しろといふことを意見として申し述べられておるのですが、私は以前やはり同じ問題をこの場で、これは松隈さんに問うべきことではないけれども意見として申し上げておきたいと言つたのは、標準家族といふのは何をもつていふのか。ただ税の場合に、現在の家族数が夫婦子供二人といふのが多いから、これをもつて標準家族といふのであるか。もつと大きくものを見て、日本の未来学者の中にはいろいろな、人工で子供をつくるというふうなことを言ひ出す人もおられますけれども、現実のこゝ五十年、百年といふことを見たら夫婦子供三人といふものをもつていかなければ民族といふものは減つてしまふ。だから標準家族といふ場合には、夫婦子供三人といふのが標準家族じゃないか。そういうことを標準家族といふと、まあだれでもわかりやすく五人なんだ、こゝういふふうにいふのがいいんじゃないか。税の場合でも標準家族といつていふが、その標準家族といふものは夫婦子供三人なんだ、こゝういふことがわかりやすいのではないのか、こゝういふことを考へていくべきじゃないかといふことを申し上げておいたのですが、これらのことも勘案して税制調査会でよく御審議をお願いしたいといふことを、ひとつ申し上げておきます。

○毛利委員 二見伸明君。二見委員 二、三東畑先生にお尋ねしたいと思ひます。第一点は、法人税に景気調整としての機能があらうか、あるいは持たせるかどうかといふこととございますけれども、三十年代と四十年代との日本の経済といふものは大きく変わったと思ひます。三十年代の景気調整策は金融政策が大きなウェイトを占めておりましたけれども、四十一年に公債が導入され、日本経済が国際化するにつれて、世界の景気の影響を非常に受けるようになった。外資の動きも活発になつた。しかも国際収支は黒字基調である。こゝういふように日本の経済が質的な変化を遂げた現在、いままでのように金融一本の景気調整策ではだめなんだ。つまり、ポリシミックスといふことがいわれておりますけれども、そういう点で、租税も景気に対して何らか

の役割りを持つべきではないか。特に法人税が景気調整に対して一つの役割りを持つべきではないかといふ意見も聞いております。それに対して、すでに現在の法人税は国民総生産に対する弾性値が、好況のときには非常に高くなり、不況のときには一応下回るといふので、現在でもすでに法人税は景気調整としての役目を果たしているのだから、これ以上景気調整としての役目を負わせる必要はないのではないか、こゝういふ意見もあるようございますけれども、先生としてはどのような御意見をもちこせようか。

○東畑参考人 これも非常に実はやつかいなやつといひますが、むずかしい問題で、法人の性質に關連するかと思ひますが、四十、四十一年に法人税を二分と一分、一%ですが、下げたときは、やはり景気の低調になつたのに対して調整するといふ意味が非常にあつたと思ひます。今度はなかなか景気がいいんじゃないか、その意味では上げていいんじゃないかといふ議論も非常に盛んになりましたが、ただ本年税調として出しました答申、たまたま今国会にもそれが法律として出ているようでありまして、これにつきましては、必ずしも景気調整といふふうには考へぬ方もあつたかも知れませんが、また最も大きいのは、財源獲得といふことが非常に強うございます。所得税の減税といふことと関連したといふ点が多いと思ひます。しかし、一般抽象的な意味において、私は税そのものの全体が、一体それだけの力があるかどうか知りませんが、直接、法人税といふようなものにつきましては、多少景気といふものに、景気調整することができぬかきぬかわかりませんが、それに応じた考へ方といふものは必要ではないか。ただ、どうしても法律改正でありまして、はたして効果があるかどうかといふのは、これは別問題です。

○二見委員 もう一点お尋ねしますけれども、実は今度の新経済社会発展計画の中にも法人税について、法人税は「国際水準と比較して相対的に決して、法人税は」

して高い水準にあるとはいえず」と、こういうふうに答申に出ております。ただ日本の国税に占める法人税と所得税の割合を見てみますと、大体三〇%でもってほぼ均衡しているわけです。ところが諸外国、欧米を見てみますと、法人税のほうがかなり低くて所得税のほうが圧倒的に多い。こういう点から両方勘案してみれば、現在の日本の法人税率、法人税というものが適正な水準にあるのかどうか。それはいろいろな経済情勢もありまして、一がいには言い切れないとは思いますが、それでも、そういう欧米との比較から考えてみて、現在の法人税というものは適正なのかどうか、あるいはもっと上げていいものかどうか。上げるといつても、これは中小企業にダイレクトに響くような上げ方ではまた大きな問題になってくることは当然ではございますけれども、そういう点では先生いかがでしょうか。

○東畑参考人 私は、外国法人税の比率が少ないとか——これはどの国も税制そのものが違っておりまして、単に比率でどうのということは言いにくいと思います。ただ法人税とれば、日本の法人税は非常に割に安になっている、これは確かだと思えます。これは日本の貿易問題などと関連してくるかと思いますが、固定して法人税をいまのほうがいいとか、あるいは下げたほうがいいとか、上げたほうがいいとかということは、抽象的には非常に言いにくい問題じゃないかと思えます。やはり法人所得の情勢を考えて、上げるべきときはちゃんと上げる、下げるときは下げるといのが現実的な政策ではないか、こう思っております。

○二見委員 おことばを返すようでありますけれども、法人税を上げるべきときは上げる、下げるべきときは下げるというのは、一番最初に私が質問申し上げた景気調整という、そういう機能をも考え合わせてということではございませんか。

○東畑参考人 ええ、それを願する、対応していくということではございます。

○二見委員 それから一点、現在の法人税は資本

上一億円以下で年収三百万円以下のところには軽減税率が適用されているわけでありまして。いわば二段階になっているわけですね。欧米のほうは、イギリスあたりはたしか四五%の均一の税率だと思いましたが、法人の見方にも関係してくるわけでありまして、法人、あるいは大きな年収をあげられる法人ほど負担力があるのだから、こういう見方に立つた場合には、ある程度の累進税率的な体制をつくることも可能なのかどうか。たとえば年収三百万円以下は何%、三百万円以上一千万円は何%、一千万円以上二千万円は何%、二千万円以上五千万円は何%という累進税率というものは、法人税の場合には考えられるのかどうか、その点はいかがでしょうか。

○東畑参考人 現在累進税というところは言いにくいかもしれませんが、二段階になっているわけですが、これを何段階かに分けてという議論もなかなか税制調査会ではございました。それが先ほど申ししたように、法人の性質論に触れてこないという非常に形式的な議論なんではございません。そこに私は弱みがあるのじゃないかと思うのでございまして。ですから、法人の性質というものを、かりに先ほど申し上げましたように、二つに分けて考えたときに、あらためて考える問題ではないか、こう思っております。

○二見委員 最後にもう一点お尋ねいたしますけれども、新経済社会発展計画によりますと、租税負担率は五十年水準二・九、こういうふうに一応計画ではなっているわけですね。一方租税政策としては住民税、所得税は今後ともその軽減に努力する、こうなっておりますけれども、そうなりますと、租税政策としては、二・九%というものを達成するためには、新たな財源、税源を求めなければならぬと思えます。ここで提言されているのは、定率の負担を求め一般売り上げ税ないし付加価値税創設の適否について検討する、こういうことがうたわれているわけでありまして、そういう点あわせて考えて、二・九%という租税負担率を達成するためには

どういう方向であるべきか。または間接税とのからみ合いから考えて、付加価値税あるいは一般売り上げ税というものの適否について検討するといふこの計画について、先生のお考えはどうなのか、その点だけお尋ねして終わりたいと思うので

○東畑参考人 私、実はまだ社会発展計画ですか、読んでおりませんので何とも申し上げにくいのですが、一般的に私の考えから申しますと、やはり特に社会資本の充実ということを考えると、租税負担率というものが現在は一八、九というふうなところになっております。これは全体としては、だんだん所得もふえ国民生産もふえてくるとなれば、それこそ累進的に考えて、それが二〇%なり二二%なり二四%になるというところは、やっというところじゃないかと思えます。どういふ形でその負担率をふやしていくか、これはわれわれの持っている一番大きな問題じゃないかと思うのです。むしろこれは皆さんのほうからいいビジョンをひとつ出していただきたい、こう思っております。

実は率直に申しますが、これはよくないことだとおしかりをこうむるかもしれませんが、私も小さい頭で、なかなかいい考えも出てこない、少なくとも私はそうなのであります。国会におきましても、つまり国会が日本のビジョンをつくるどころなんですから、私は思っております。皆さんからひとつそういうビジョンを出していただいて——私どもは実は国会の論議というものを非常に綿密にいつも研究しております、なかなかいい議論もあるが、つまらぬものもあるな(笑) こう考えておるのです。どうかそういう意味で、いいものをつくるためには皆さんからいいビジョンを出していただく、それをお願いいたします。か、こういう一面が非常にあります。特に皆さんにお願しておきます。

○二見委員 どうもありがとうございます。

○毛利委員長 春日君。

「いいビジョンをやれよ」と呼び、その他発言する者あり」

○春日委員 それでは御期待にたえて、すばらしいビジョンについて卓抜した意見を申し述べたいと思ひます。

問題は、この一点に集約をいたしたいと思うのであります。それは事業所得のうちの勤労部分に対する課税のあり方についてということであり、(堀委員「古いな」と呼ぶ)この問題は、たゞいま古いという不規則発言がございまして、ほどこように、本委員会でも論議されてまいりました。会長はつづきに委員会の議事録を精査されておるとのことではございますが、すでに基礎的な意見については御承知をいただいております。でございますが、そのような理論、かつこれは単なるわれわれの頭でつち上げた理屈ではなく、唱、強調されておるところでございます。このような筋の通った理論が本日に至るまでなぞ実現されていないことは、むしろこれは税制調査会の怠慢ではないかとすら私は痛感せざるを得ないのでございます。

このような認識の上に立つて、以下私の所見を述べさせていただきます。ここに個人所得は結局は勤労所得、資産所得、そうして実在するもう一つの分類は勤労所得と資産所得の合算所得と称すべきか共同所得と称すべきか、第三のものがあると思っております。ところが、それぞれについて、それはそれぞれの控除措置がとられております。勤労所得に対しては現在給与所得控除という名称が冠せられてはおりますけれども、その実態は勤労所得控除である。すなわちその所得を得るに必要なる経費として概算控除その他二、三の大筋のものは、その所得を得るに必要なる経費を概算しての基礎控除と見るべきであらう。

ここで問題となりますのは、事業所得の中で、特に中小企業とか農水産業というふうなものは、結局その個人の資産から発生する所得と、個

す。
○毛利委員長 これにて東畑参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人には御多用中のところ、貴重な御意見を述べいただきまして誠にありがとうございます。どうぞお引き取りになってけっこうであります。

○毛利委員長 次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案について、お手元に配付いたしました名簿のとおり参考人の方々が御出席になつております。

参考人各位には御多用中のところ御出席をいただき、ありがとうございます。それぞれの立場から何とぞ忌憚のない御意見を述べいただきますようお願いします。

まず、横田参考人からお願いいたします。
○横田参考人 全国銀行協会連合会の横田でございます。本日は、租税特別措置について意見を述べようという御指示がございましたので参上いたしました。以下、金融界にとりまして最も関心の深い利子課税の問題に焦点を絞りまして意見を申し述べさせていただきます。

ただこの問題に入りまして、租税特別措置一般について簡単に私の考え方を申し上げておきたいと存じます。

税制のあり方を考える場合、先ほど来お話に出ておりましたが、当然に租税負担の公平ということが問題になりますが、もちろんこれは重要な原則であると存じます。しかし一方、税制も経済政策の一環であり、国全体の政策目的に沿ったものでなければならぬということも当然の要請でございます。一がい公平論のみではすべてを割り切りにくいものがあるかと存じます。

現在税法上、貯蓄の奨励、技術の振興、企業体質の強化、社会開発の促進など、いろいろな租税特別措置がとられておりますが、こうした特別措置は、租税負担公平の原則を尊重しながらも、特

定の政策目的達成を税制面から支援するために設けられているものと存じます。こうした観点から、貯蓄奨励を目的とする利子課税特別措置の問題を考えてみますと、このところ貯蓄増強の必要性は、私から申し上げるまでもなく一段と高まっております。国の施策として貯蓄を奨励することの意義は非常に大きいと申さなければならぬと存じます。

まずその理由の第一は、貯蓄の奨励は物価安定の基礎をなすものであるからでございます。このところ、消費者物価の騰勢が著しいのに加え、昨年以来卸売り物価も上昇に転じておりまして、物価を安定させることが刻下の急務となっております。そのためには、財政金融政策の適時適切な運営により総需要の行き過ぎの是正をはかる一方、中小企業やサービス業などの設備近代化あるいは省力化など、構造対策を積極的に推進し、もって賃金コストの上昇が価格にはね返らないようにすることがぜひとも必要であると信じている次第でございます。こうした設備近代化、省力化のための資金は民間金融機関の貸し出しに依存するところがきわめて大きく、この意味でも貯蓄を増強し、金融機関の貸し出しを円滑にすることは、物

価安定への基礎を整備するものと存じます。また最近御承知のとおり消費意欲が旺盛で、貯蓄率は若干低下きみのようではありますが、貯蓄を奨励することは、消費の行き過ぎを是正するという意味合いにおきまして物価安定に役立つものと存じます。

第二に、貯蓄の増強は国民生活の安定のためにも不可欠であるということでございます。わが国におきましては、確かに年々の貯蓄率は諸外国より高いということが申せますが、一人当たりの貯蓄保有高では米国の十五分の一程度にすぎません。まだまだ蓄積は不十分でございます。貯蓄増強中央委員会の世論調査を見ますと、一世帯当たり平均の貯蓄目標額は四百五十一万円となっておりますが、四十四年六月から七月の調査時点で見ますと、現に持っている貯蓄残高は百九万円にす

ぎず、目標額との間にはなおかなりの懸隔がございます。また、これら貯蓄の目的を見ましても、病気や不時の災害の備えとしてとか、子供の教育費や結婚資金に充てるためとかいうもの、あるいはまた老後の生活のためとか住宅建築のためという理由が多く、国民生活の安定のためにも貯蓄の増強が必要なることを物語っているわけでございます。

第三は、資本自由化の進展や労働力不足の深刻化に対処するため、産業設備の近代化、合理化が急務になっており、国際競争力の強化という意味合いからも、貯蓄を増強し、産業資金の円滑な供給をはかることの意義はきわめて大きいわけでございます。

このように貯蓄増強の必要性が一段と高まっております。しかも預貯金は、各種の貯蓄手段の中で最も基礎的かつ普遍的なものであると存じます。したがって、私ども金融界といたしましては、利子課税特別措置の存続を強く要望してまいりました。

以上、はなはだ簡単にございますが、これをもちまして私の冒頭陳述を終わらせていただきます。どうも御清聴ありがとうございました。

○毛利委員長 次に、瀬川参考人からお願いいたします。
○瀬川参考人 日本証券連合会の瀬川でございます。本日は、当大蔵委員会から租税特別措置法の改正案について申し述べることと存じます。まず、証券業に携わる者として、企業課税並びに配当課税の問題を中心といたしまして所見を申し述べたいと存じ、まかり出た次第でございます。

御承知のように、近年わが国の経済が世界に類例のない高度成長を遂げながら、国際収支の黒字が定着化するということはまことに御同慶の至りでございます。いまやわが国の経済は自由主義国家の第二位の総生産を達成いたしました。先進諸国の有力なメンバーといたしまして国際経済に對処する大きな責任をになつておるわけでございますが、今後は貿易並びに資本の自由化が急テンポ

ないと存じております。先生方をはじめ御当局におかれましては、これまでになかった変革でございます。万が一にも思わぬ摩擦や混乱が生じたりすることのないよう、御配慮がいただければ非常にしあわせと存ずる次第でございます。もちろん今回の利子課税制度が変更されることになりまして、国の施策として貯蓄を奨励する必要がもうなくなったということではないと存じます。

一たび目を外国に転じますと、税制や預金金利などの面で貯蓄の奨励に政策的な配慮を加えている国が少なくないようでございます。私も金融界といたしまして、国の政策と並行して、十三年ぶりに定期預金金利を引き上げ、貯蓄増強に自主的な努力を払っております。今後ともこれを続けてまいりて存じておりますが、税制や金融制度の問題を含め、総合的な貯蓄優遇政策の確立に、今後とも十分御配慮と御支援をいただきたいと存ずる次第でございます。

以上、はなはだ簡単にございますが、これをもちまして私の冒頭陳述を終わらせていただきます。どうも御清聴ありがとうございました。

○毛利委員長 次に、瀬川参考人からお願いいたします。
○瀬川参考人 日本証券連合会の瀬川でございます。本日は、当大蔵委員会から租税特別措置法の改正案について申し述べることと存じます。まず、証券業に携わる者として、企業課税並びに配当課税の問題を中心といたしまして所見を申し述べたいと存じ、まかり出た次第でございます。

で進展していくことは御承知のとおりでございますが、こういう日本の経済の置かれた特異な立場、国際化の進展という立場にあたりまして最も必要なことは、わが国企業の国際競争力を強化するというところでございます。

しかしながら、皆さんすでに御承知のように、日本の企業の自己資本比率は年を追いまして低下の一路をたどっております。いまや一七％を割るという状態。株式資本はわずかに八・七％という、まことに憂慮すべき状態でございます。これまでの高度成長の過程におきまして、日本の企業の借入れ資本に依存せざるを得なかったということ、その事情につきましましてはわれわれも十分に承知をいたしております。また借入れ資本の果たした役割につきましましては、私どもも十分に評価いたしておりますが、今後国際化に伴いまして、このままの状態ではいか、これは私は深く憂慮すべき問題であらうと思っております。ことにこれから日本の経済は、自主技術の開発あるいは原料の確保あるいは未来産業への挑戦、いろいろの重大な問題をかかえております。そのためには巨額の資本と、そうして大きなリスクをみずから負担するところのベンチャー・キャピタルの必要性というものはますます強まっております。ますます大きくなっていくと思っております。

これをささえるものは最終的に何であるかといえますと、これは国民の貯蓄であります。委員の皆さま方におかれましては、物価上昇の抑制に最善の施策を講ぜられまして、いやすく国民の貯蓄意欲を阻害することのないように、税制その他各施策にわたりまして十分な御配慮を切にお願いするものでございます。同時に国民資産、特に金融資産の資産選択にあたりまして、税制が中立性を保つべきものであるということにつきましましては、私どもかねがね主張し、またお願いしたのでございますが、今回の税制改正にあたりましてはその配慮のあとがうかがえることは、われわれは率直に評価するものでございます。

さて、今回の税制改正案につきまして、配当税制が原則的に五カ年間延長されたことは、まさに妥当な措置であると存じます。

次に、二、三の点につきまして若干の意見を申し述べたいと思っております。

まず配当控除率の引き下げについてでございますが、法人税のあり方につきましましては、実在説あるいは擬制説などいろいろといわれておりますが、世界各国を通じて、いまだこれに割り切った何ら定説はございません。各国は、それぞれのそのときの経済情勢に応じて変遷を見ておることは御承知のとおりでございます。わが国の税制は、御承知のように、昭和二十五年のシャウプ税制以来二十年間にわたって、会社は株主の集合体であるという擬制説が基本的な構造のもとに定着してまいりました。現行税制の基本的仕組みに従いますと、法人税率を引き上げる、あるいは所得税の軽減が行なわれませんでしたならば、配当控除率は引き上げられなければならない筋合いのものでございます。したがって、配当控除に手をつけることは、少なくとも法人税の基本的なあり方について、企業、株主に与える影響など各般の角度から慎重に検討を加えまして、その結論を得た上行なわれるべきものでなかったかと痛感いたしております。二重課税の調整割合が低所得者ほど低いという事実につきましても、十分御認識を賜わりたいと存ずるのでございます。

次に、分離課税を選択いたしました配当所得に對しますところの源泉徴収率の引き上げにつきまして、個人、個人の負担の現状にかんがみましてやむを得ざる措置であつたと存じます。しかしながら、配当所得につきましましては、分離課税を選択いたしましたならば配当控除を放棄することになりますので、実質的な所得税の負担率は源泉徴収率にこの配当控除率を加算いたしました税率、昭和四十六年から四十七年分につきましては三・五％となるということも皆さん御承知のとおりでございます。十分にお含みおきいただきたいと思います。

思うのでございます。

また、現在、源泉分離課税を選択しました配当所得につきましても地方税は総合課税されるためになつておりますが、かねてから私も望んでまいりましたように、国、地方を通じて筋を通した一貫した、源泉分離課税を選択しました配当所得には地方税にも同様な扱いをするという、一貫した方針がとられるように、引き続き御検討をお願いいたしますことを切に要望するのでございます。

次に公社債の率でございますが、預貯金の率と同様に総合課税のため企業が採用されまして、源泉徴収課税が導入されることになるのでございますが、公社債は本来無記名証券といたしましてその流通性が確保されておるものでございます。この特性を減殺しあるいは公社債に対する産業資金調達を阻害することがあつてはならないと思ひますので、税制上も今後何らかの工夫が必要でないかと痛感いたしております次第でございます。

また、少額国債利子の非課税制度が延長されました。しかも、発行後二年間という適用期限の制限が撤廃されましたことは、国債の個人消化促進の見地からまことに適切な措置であると存ずる次第でございます。

なお、最後に法人税率の引き上げにつきまして申し上げたいと思ひますが、今回の法人税率の引き上げは、社会資本の充実あるいは公害の防止などの要請から、暫定措置としてはやむを得なかったものと存じますが、わが国企業の体質は遺憾ながら先進諸国の企業体質に比しまして非常に見劣りしていることはいふまでもない事実でございます。したがって、この点につきましまして企業体質の質強化という見地から、今後特に法人税につきましては御研究、御配慮を賜わりたいと存ずる次第でございます。

以上、租税特別措置の改正案につきまして所見の一端を申し上げたのでございますが、いさぐに迫るこの国際化時代に対処いたしましたして、わが

国経済の安定成長を確保するためには、産業資金調達の場として、また国際資本市場の重要な一環となつてまいるのでございます。私どもはその手といたしまして、その責務を深く自覚し、一そのの精進を重ねるつもりでございますが、何とぞ、委員の各位におかれましては、私どもの意のあるところを御覧察いただきまして、今後とも証券市場の拡大発展に格別の御配慮を賜わりますようお願い申し上げます。

以上、はなはだ簡単でございますが、私の陳述を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○毛利委員長 次に、正木参考人からお願いいたします。

○正木参考人 国学院大学の正木でございます。私は、前二方の陳述とやや違った立場、したがって結論も違つてくるかと思ひますが、そういう見地に立ちまして、簡単に租税特別措置についての私の意見を申し述べさせていただきます。

まず、本件は、本質的に違つ三つの部分からなつておることは御承知のとおりであります。第一は、法人税率を戻す部分であります。第二は、利子・配当課税特例の改善措置であります。第三は、救済の、あるいは本来の特別措置の創設、拡大、延長あるいは廃止についての提案でございます。

最初の法人税であります。私は、このような改正が法人税の本則によらないでこの特別措置でなされるということについて、まあそうならざるを得なかつたという点について、若干ふらふらな感じがするものであります。御承知のとおり、法人税率は対外競争力を強化する必要があるとかあるいは不況を克服するという名目のもとに、四十年、四十一年の二回にわたつて合計三％引き下げを行つたのであります。ところが、今日御承知のとおり、景気がむしろよくなり過ぎたといひますが、過熱防止のための金融措置

が發動されておる、こういう状態でございませうから、税率をもへ戻すという事は、これは当然自然の措置だと私は思います。そうなりまして、三%を直すかという事になります。一度にできないとすれば二%でいい、こういうように法人税率を弾力化するという習慣を確立するというのが実は非常に重要なことではないか。今後わが国で安定的な経済成長を遂げようという事になりますと、どうしてもそこに備えるべき景気調整手段が必要なのであります。しかも非常に国際化し、またいままでのように、日本の対外注視の関係から、常に景気調整をやれるというのではなくて、いろいろ複雑な関係になっておりますので、むしろ景気調整手段としての財政活動の手段が非常に重要になってき、その中でも、歳出面と並んでこの租税措置を使うということが必要になってくるのであります。そうなりますと、どうしても、不景気のときに下げたならば、景気が直ったときにはすなりと税率がもとへ戻る、こういう習慣が財界並びにすべての面において浸透しておるといことが、租税政策を景気調整に使う一つの基本的な基盤になってくる。それに対して、何という事なしに二%は高いから一・七五%にしてくれというような値切り方というところに私は若干の不満があるといひますか、こういう状態では先は思いやられると思うのであります。

それから配当分の税率は今度据え置きになっておりますが、これは留保所得の減税のない前の年に二%下げたおる、こういう状態を考へますと、今回これを全然放置しておいたという特別な理由があるかどうかということが考えられるわけでありませう。経済界は五年連続の好況を演じて、昨年来かなりの企業が増配に進んでおる。したがって、証券界の株式市況も記録的な高値という状態であるのでありまして、どこに配当分の法人税率引き上げを遠慮しなければならぬ、差し控へなければならぬ積極的な理由があったかどうかという事になると私は若干疑問を持っております。

今回の措置が成立しますと、留保分と配当分の税率の格差は従来の九%から一〇・七五%というふうになってくる。こういうふうになり、これを上げる必要があるかという点も私は納得がいけないのであります。従来配当課税という措置は、いろいろないきさつはございませうが、結局は資本蓄積を促進するという手段として取り入れられたものであります。かなりの年月を経ておりますが、その実績がはたしてあがつてゐるのかどうかという事になります。この場合に、資本蓄積というものは二つの考え方といひますか、二面があると思ひます。一つは株式資本を増強するという面と、それから内部蓄積を増強するという面、この二つであります。実際六〇年代の日本の経済成長を見てまいりますと、後者のほうは大いに進んで、かなりの設備投資が自己資金で手当てできるような状態に蓄積が進んでおります。ところが税金を軽減されたほうの増資のほうはあまりに進んでいない、これは御承知のとおりであります。私はどうも、税金によつて、税金を軽減すれば増資がずんずん進行するのだというような考え方はいささかやぶにらみであつたのではないかと、こういう感じがしております。今回廃止されることになりました、特別措置の中で資本構成を改善した場合に法人税額の特別控除制度、こういったものが廃止になるのですが、これは実効はなかつたといふことなんです。そういうことも考えられるわけでありませう。したがつてこの配当と留保の法人税率の格差というものは拡大すべきではなくて、むしろこれは漸次解消に向かうべきが本筋じゃないか、これは私の意見でございませう。

それから、今回の措置が二年の限時法になつておりますが、その理由もあまりはつきりしない。かりに政府の案が成立しまして、昭和四十七年にあります。法人特別税を廃止しようといひますと、おそらく千五百億ぐらいの減税財源がその場合には必要になつてくると思ひます。そのときはたまたま例の赤字公債の償還期が来るというわけでありまして、なかなか財政上のやりくりは困難、苦しいといひますから、私はこの二年後に五%の特別付加税が撤廃されるだらうという事はどうも考へられないだらうと思ひます。今日この法人税についていろいろ問題があることは御承知のとおりでありまして、これを何とかしなければならぬのであります。それを何とかしなけり法人税率を今度のようにすなり戻すというふうなことにあたりましては、特別措置のような形によらないで、本則でやれるようなすつきりした形でやつてはしなかつた、こういう感じを持つのであります。

次は、利子・配当課税でございませう。提案理由の説明を見ますと、利子・配当課税の特例について漸進的な改善合理化措置を講じたこととされておりますが、その改善とか合理化といふことは、おそらく利子課税が分離課税になつております。この原則から総合課税原則に戻したといふことをさすのだと思ひます。利子の取り扱いがどういふふうに変つたのは昭和二十八年度の税制改正以来であります。源泉税率はその後幾たびかひどく変化いたしました。今日に至りましたが、その間、税制調査会では、利子の分離課税といふのは資産所得、大所得偏重で公平原則に大いに反すること、それから名目としていわれる利子の課税といふことが現実の貨幣貯蓄の蓄積強化にどれだけ貢献しているかといふことについての確たる証拠がないではないか、こういうような議論がたびたび繰り返され、そうして早く一貫して総合課税への復帰を主張してこられたのであります。しかし現実の壁は厚く、その主張は常に拒まれ続けてまいりました。が、今回原則として総合課税をとるといふことになつたのでありまして、それ自体としては私には大いに評価すべきだと思ひます。しかし内容を見ますと、まさにこれは羊頭狗肉に近いといひます。はなはだ漸進的過ぎると思ひます。か、そういふような感じがするものであります。

すなわち現行の一五%の源泉徴収税率の特例をさらに五カ年延長、それから定期性預金や貸付信託等について新たな源泉選択制度を認めるということにしまして、その税率が御承知のように二〇%、二五%で行なわれるということになります。それから普通預金等の利子については申告不要制度にする、それから支払い側でのこの報告義務を免すといふような措置がとられてゐるのがあります。つまりそうなりますと、高額所得の方は、この場合は二〇%の税率であります。大体二百七十万円以上は源泉をとつたほうが有利になるというふうな勘定になりまして、源泉選択をするでしようし、その場合の税負担は、現在と比べますとこの二年間は五%、その後一五%増すばかり何ら変わらないのであります。他方、少額貯蓄優遇制度もこれをそのままでありませう。結局郵便貯金、銀行預金、国債等を利用しますと、二百五十万円までのものは無税扱いになります。実際取り扱いがルーズなところもありませうので、私はもっと多額の貯蓄者が無税扱いを受けているのだらうと思ひます。

そこで今回の改正で利子所得は原則として個人に総合課税されるということになるのであります。これは上のほうで源泉選択、下のほうは少額貯蓄優遇といふものに守られた利子所得者が、ここに総合課税を適用するといふ余地がほとんどないのであります。そういうような形でこの原則的な総合課税が成立したといふのであります。もしはんとすると利子所得を公正に課税するつもりならば、私は選択の源泉税率は四〇%か五〇%かまで、もっと上げる必要があると思ひます。現にこの二十八年度であります。分離課税になる前の、シャープ税制以降であります。一時源泉選択が復活したことがありますが、そのときの税率は五〇%でありませう。また六〇%といふときも戦後にあつたわけでありませう。そういう意味で、二〇%とかいふような税率は非常に低過ぎるものであります。同時に少額貯蓄のほうも大幅に整理する必要があります。これはやや極端論かもしれませうが、マイホーム建設といふような目的で長期に積み立てをしなげやならぬ、そういうものの

については、百万といわず、三百万でも四百万でも免税措置を講じたいと私は思う。しかし、一般目的の貯蓄というものについては、はたして免税扱いにする必要があるのかどうか。かように一部免税扱いにするとしても、もっと低くていいんじゃないか。この百万円免税貯蓄というものがかなり乱用されて、少額貯蓄者だけじゃない受益者がいるんじゃないか、こう考えますと、私はここにむだな財源が使われているというふうに考えざるを得ない。もちろん急激に直しますと、いろいろ預金の移動ということがございましょうが、ねらいはそういうところに置くべきじゃないか。少額貯蓄はすべて優遇すべきだという議論について、もっと目的をはっきりさせると言いたいところでございます。この二十八年以来のわが国の利子税制は、ひたすらに金融機関が預金をかき集める上に便利なような組み立てになつており、今回の改正も何らその性格を変えるものではないと私は考えております。

ただ、配当所得につきまして注目されるのは、利子と同じ税率で今後五年間源泉選別制が延長されるということでございます。この制度が採用されたのは四十年度の税制改正が初めてでありまして、これは税制調査会の答申にも全くなくて、日本で初めての乱暴な措置だ。これは田中大蔵大臣のときに強引に実現をはかったのであります。利子所得と配当所得について同じような源泉選別制が並んだ。何かこれは非常に誇張があつたように思いますが、実はここに問題があると私は思う。前者は、すなわち利子所得の場合に、源泉選別分離というものを取り上げましたのは、久しい分離課税から総合課税へ戻らうという過程、ワンステップとしてこれが行なわれているのだ、こういうふうに考えます。ところが後者のほうは五年前に強引に、日本の明治以来の配当所得の総合課税原則を踏みにじつてこういう制度をつくられた。これをさらに五年間さらに引き延ばそうというのでありますから、税の原則論からいいますと、向かおうとする方向がまさに相反するのであ

ります。一つの政府がこのような提案を同時にされるということはおかしいんじゃないか。そういう意味において、配当の源泉分離は税の公平上も直ちにやめるべきじゃないか、こういうふうに結論したいと思ひます。

それから、ついでに株式配当控除であります。今何回若干これを引き下げられております。これはやがてまじくいえば、法人税の帰着がどういうものであるかというふうなことに関連するんであります。先ほどの参考人の方のお話にもありますように、この法人税の内容と申しますか、法人税の実質というものについていろいろな解釈があり、必ずしも理論どおりでない。したがって、この問題も二重課税を完全に消去するといふのではなくて、各所得者、納税者の間の公平感といふものと経済政策との間の調和をはかるといふようなことになると思ひます。

そこで、しばしば問題にされております配当所得者、配当所得ばかりであれば二百八十万円までが無税である。これは何といつても一般の働く人たちに比べてみればあまりにもむちゃくちゃな税制ではないか、こういう非常に素朴な感じがあるのです。これは非常に重要なので、今後ますます所得税中心に発達させていくというならば、税に対する公平感にひびが入るような措置は許されたい。そういう点で今回若干の配当控除が下げられたのはよろしいのですが、これも少し遠慮を過ぎておられて、一〇％にすべきところを五％というふうな、まん中の二年間の経過期間を置かれておる。そういうことをされた結果として、今度の四十六、七年度においては、依然としてこの配当所得だけの人たちの免税点が現在より上がる。となると、ますます勤労所得者にとっては浮かばれないような感じを与える。この点は、私は理論の問題より国民の租税に対する感覚という点から十分御考慮なさるべきであつて、こんなに遠慮をして経過規定を置く必要はないのじゃないか、こういうふうな考えをわけでありませう。

き下げるならば、同時に法人の受け取り配当の処置も若干手直しをしていくという公平論が起つてくるのであります。そういうようなことで、要するにこの配当課税について、いまのようなほとんどブームと申すべき時代における証券界の反応にあまりに氣を使い過ぎて、税の公平感といふものが忘れられていくのじゃないかという点を私は申したいと思ひます。

最後のグループであります特別措置の存廃であります。今何回新しい制度を創設したとか、従来の適用対象を拡張したといふものが、小項目で数えますと十四項目ございまして、そのままだ延長したのが十五項目ございまして、廃止が九項目ございまして、その方向は決して租税特別措置を整理する方向にいつていくのではなくて、かえつて繁雑な、微細な租税特恵が積み重ねられていくという感じがいたしました。ただ、その場合に、新設する場合には廃止の財源の範囲というふうな形でルールが守られておるようですが、そういうことがかえつてこの特別措置を定着させておるということ、それから内容的に一般向きのものよりも特定業種あるいは特定企業向けのフエバーを与えるようなものが目立っておるということ、もう少しこれについては行政措置でいくべきものは行政措置、金融措置でいくべきものは金融措置というふうな割り切り方をすべきであつて、こうやたらにふえていきますと、全く迷路のごとくになつてしまつて、そこに業界と官庁あるいは役人との間の過度の関係が生じて、不祥事件が起つことはしないかというふうなことも憂へられるという点で、もう少し思い切つた整理の時期に来ているのではないかと、かように考えます。

以上、はなはだ粗雑なことを申し上げて失礼をいたしました。これをもって陳述を終わります。

○松本(十)委員 本日はお忙しいところを参考人のお三方御苦勞までございました。時間の制約がありますので、問題を利子・配当課税にしばらくしてまず質問したいと思ひます。

先ほどから参考人のお三方とも今度の租税特別措置の利子配当課税につきましては、公平の原則といふことをいろいろおっしゃつたわけでございしますが、私、長年税の仕事もいたしました経験から申しまして、確かに理想としては租税原則の第一の柱は公平の原則だろつと思ひます。しかしながら、同時に税といふものは本来現実的なものでございまして、やはり現実的に即したものでなければならぬ、こう確信するものでございまして、利子・配当の課税につきましては、戦後、特にシャウブ税制以来幾多の変遷を遂げてきておるわけでありませう。そして、先ほどからまた別の角度から強調されました貯蓄の増強と申しますか、奨励策の一助として、租税制度が一翼をになつてきた、これからのにならねばならない、しかも現下の経済情勢から見れば、貯蓄の増強は格段と重要性を帯びておる、こういうことも言われたわけでございます。そういう意味におきまして、やはり現段階においては、今度の改正といふものはたして妥当であるか。その辺につきまして、正木教授はいろいろ公平の原則を主に言われましたが、全銀協の会長であられます横田会長から、過去の利子課税の変遷といふもの、いろいろありましたが、それがはたして貯蓄の増強に役立つことができたかどうか、そして今回の改正といふものが、いろいろ陳述されましたが、この段階でいいかどうか。そういう点について特に私の感じますことは、日本の経済戦後の復興発展をこゝまで遂げてまいりまして、GNPでは自由世界の第二位といわれておりますが、分配国民所得ではまだまだ十何番目、極端な数字では十九位、十八位と出ております。さらに資産の保有水準から見ますならば、日本の実情といふものは先進諸国の中でもっと低いものではなからうか。特に金融資産の保有水準といふものは、先ほど横田参考人

が言われましたように、預金でアメリカの十五分の一、こういうことでございまして、はるかに低い、こういうふうに感ずるわけであります。やはり恒産なければ恒心なしということばがありましますように、金融資産をもつと持つ方向で努力をする。貯蓄増強の必要性を三つあげられました。その増強と兼ね合せて、やはり個人が金融資産をもつと保有すべきである、こういう角度から、横田会長から一言お答え願いたいと思ひます。

さらにまた、その過程におきまして郵便貯金はああいふ形で無税になつておりますが、それとの関連についてどう考へておられるか。あるいは預金と配当との課税のバランスにつきましてどう考へておられるか、こういうことについてまずお伺ひしたいと思います。

○横田参事 たいい松本先生から非常に広範な御質問があつたわけでございすけれども、まず最初に、利子課税というか、特別措置という問題について私の個人的な見解を申し上げてみたいと思ひますが、先ほども正木先生がおっしゃつたように、税制というものは広く考へれば経済政策の一環として考へられるべきである。むしろ景気調整手段として税制が必要なんだというふうな、多少ニュアンスは違ふかもしれませんが、そういう意味のことをおっしゃつたのです。まさにそのとおりでございまして、現在ほど国際化、自由化という問題がハイペースで進んでいくときはない時点ではございまして、そういうときに、現在までの日本経済は何といつても温室の中で保護された中で高度成長を遂げてきた。これからは裸で世界に立ち向かう時代になつてきたときに、はたして現在の貯蓄水準あるいは資本の蓄積の水準でもって国際競争にたえ得るかどうかという点について問題があるわけなんです、そういう意味合いにおいて、ここで貯蓄マインドというか、国民の貯蓄マインドを阻害するような税制をとるといふことは、私はあまり賛成ではなかつたわけでございます。しかし、租税負担公平の原則

というものを貫いていきますならば、いずれ日本が、政府のおっしゃる通りに豊かな家計、蓄積のある企業という時代が出現したときには、これは総合課税に持つていつてしまふべきだと思ひますが、まだそのプロセスにあるわけでありまして、その理想が実現するまでの間は少なくとも特別措置を講ずるべきであるというふうには考へておるわけでございす。特別措置といふものはあくまでも特別措置であつて、恒久な税制ではないわけでございすから、そういう意味合いにおいて、現在の時点での特別措置が最も必要なきとだつたわれわれ金融界は考へておつたわけでございす。

先ほど正木先生から、これは銀行が預貯金をかき集めるのに都合のいい手段だといふようなお話がございしましたが、これははなはだわれわれに考へては心外でございまして、われわれは日本の経済発展のために貯蓄が必要だ、いまの貯蓄をいかに長期性のものに転化していくかということがわれわれに課せられた責務だ、こういうふうな考へておるわけでございす。ただ、今回の税制改正については、一方で税負担公平の原則を貫きつつも、預金者心理あるいは預金者の貯蓄マインドに水をかけないといふような十分な配慮が主税当局によつて行なわれている。ですから、何と申しますか、源泉選択課税率が二〇%というのが低過ぎるという御意見もございまして、これは考へておるわけでございす。最初の御質問に對してはそういうふうには考へておるわけでございす。

郵便貯金の問題は、もちろん百万円までが限度になつておりますが、これがよく比較されるのは、普通一般金融機関の少額貯蓄非課税制度との関連でございす。少額貯蓄非課税制度については非常に煩瑣な手続がございすし、それからまた納税の問題につきましても、金融機関に追跡義務が負わされておるといふような問題がございまして、実際の問題としては、金融機関が、脱税者

であるかどうか、あるいは架空名義であるかどうかといふようなことについて、これを調査する権限がなかなかございせんし、またそれを、たとへば非常に卑近な例を申し上げますと、本人を認めるために、あるいは戸籍抄本を持つてこいととなつてまいりますと、むしろ貯蓄増強の阻害を来たすといふようなことにもなりますし、金融機関としても一つの商売でございすので、そういうことをなかなか預金者に強制することはできない次第でございす。

一方郵便局は、実情はいろいろ郵便局によつて取り扱い方も違ふと思ひますが、どういふ名義であらうとどういふ人であらうと、無条件で百万円までは預かるというふうな状況になつております。これは同じ土俵で競争をしておるといふ立場ではなくて、非常に条件が違ふ立場で、ハンディキャップをせよとされて金融機関は貯蓄増強につとめておるわけでございす。

さらにふえんして申し上げますれば、郵便貯金の資金は財政投融資の原資となるのである、したがつて、財政投融資の原資が拡大することはまことに国民経済的に見てもけつこうではないかといふ御説もございすけれども、それでは財政投融資で日本の経済成長の全部がまかなえるかといふと、そういうことではないのでございまして、国際競争を控えて民間産業の合理化、省力化、そういったものの投資の四〇%は民間金融機関によつてまかなわれているという状況でございすので、この辺のいわゆる官業と民業とのバランスの問題、これをどう考へになるかといふことが一つの論点だらうかと思ひます。

もともと郵便貯金は、私から申し上げるまでもないことでございすけれども、明治初年に制定されまして、これは民間の金融機関の補充業務を行なうためにといふことがはっきりと明示されております。むしろ民間の金融機関が商業ベースで採算のとれない過疎地帯において郵便局が貯金を集めるといふような、補完手段として設けるのだ

といふことが明治初年の、たしかあれは何か条文でございす、はつきりとその設置の理由が規定されておるわけでございす。そういう点で、もちろん郵便局が熱心に貯金をお集めになることは私はけつこうだと思ひますけれども、ただ、主税局にもいろいろお届けはしてございすけれども、民間金融機関と非常に競争するやうな、あるいは郵便貯金のほうが非常に有利であるといふやうな宣伝はあまりしていただきたくないといふふうにわれわれは考へておるわけでございす。

○松本(十)委員 まだまだお聞きしたいことがありますが、時間がございせんので……

立案当局も、今度の改正については貯蓄の動向あるいは預金者心理を十分配慮した、こういうことになつておりますが、昔から旧税は良税なりといふやうなこともあつたわけでございまして、制度の改正といふことはともすれば混乱を生じがちなものである。銀行の窓口あるいは税務署の窓口で、今度の改正がともすれば納税者の側に不利な事態を生じかねないと思はれますので、この点はもちろん徴税当局十分配慮してくれ、この点はもちろ、銀行側におかれまして、法案が通つた上のことではございす、円滑な実施ができますやうに御配慮も願ひたいと思ひます。

時間の関係で瀬川さんにお伺ひいたします。これまた正木教授から、公平の原則をたてにして、現在の改正案の中の配当課税について、配当控除率が高くなつてもまだ高過ぎるとか、あるいは配当に対する法人税の差が大き過ぎるのではないか、こういう議論もあつたやうであります。瀬川さんが陳述の初めの段階で、法人課税制あるいは実在説、まだいづれとも議論はきまつておらないわけで、調整措置については世界的に一定の定説はない、こう言つておられたわけでありまして、やはり日本では日本の実情に依つて、先ほど申しましたやうな金融資産の増加という角度で何かこういう税制が役立つのではないか。あるいはまた、自己資本の比率が低いわけでありまして、国際競争力を上げる意味においても自己資本

措置であります。大体あの時期に資本を充実するといふふうな経済情勢であつたかどうかといふことを、ひとつ振り返つてみていただきたいと思ふのであります。そしてその後、あの税制がどういう役割りを果たしたかといふと、やはり数千億に達する内部保留ができて、あの不況期に株価が異常な暴落をしたときに、やはり大企業を中心として、あの措置があつたために異常な減配を免れて、株価水準を保ち得たという、そういう消極的な意味での大きなメリットがあつたわけでありました。

それで、今日までの意識調査によりますと、残念ながら、その配当課税があつた場合には、内部保留にばかり向けて、増配をなるべくあと回しにしようという意識が、一般の企業者の中に多いようでありました。しかし今日、御承知のように、時価発行が行なわれ、時価転換社債が行なわれ、いよいよ企業が国際社会の仲間入りをする、そしてその水準からアメリカ企業あたりの考え方とものさしが同じだということになりますと、やはり配当意識、配当政策に対する革命というものが、これから経営者の中に生まれてくる。これからききめのある税制である。そして先ほどの配当の措置にいたしまして、これからむしろきいてくるような情勢がきたのではないかと。今日の景気は異常な景気だという御表現もございましたけれども、これから国際社会でわれわれが競争していく日本の産業としては、これで十分準備なれり、これで十分だといふふうな感覚は私は持たないのではありません。そういう意味で、配当に対する、あるいは企業に対する税制にいたしまして、私どもの申し上げましたことが非常に説明が不十分で恐縮でございますけれども、そういう大局的な見地からもひとつ御賢察を願いたい、こう思う次第であります。

○松本(十)委員 時間が超過しましたので、もう最後の一点にしたいと思ひますが、証券の民主化あるいはビブルズ・キャピタリズム、こういうことばが言われましてからすでに久しいわけ

でありまして、株式の大衆化のためにいろいろ努力しておられるようであります。さらにこういつた税制を活用し、将来の税制についての御意見を述べられながら、できるだけ国民の各層に資産としての株式保有が浸透していくように、これは私からもお願いしたいと思ひます。

最後の一点として、住宅貯蓄控除制度についてごく簡単に申し上げて、ごく簡単なお答えを願ひたいと思ひますが、横田会長ですが、住宅貯蓄控除制度は昨年の手直し以来若干その利用度がふえてはおりますが、これがまだまだ伸びておりません、こう言えると思ふのであります。現在第二次住宅五カ年計画というものを策定中であります、九百五十万戸の住宅をつくる、戦後のベビーブームの連中が世帯をつくる、あるいは核家族化でどんどんと世帯がふえていく、あるいは五十年には六七〇の人間が太平洋ベルト地帯に移り住む、あるいは昭和六十年には八割近い日本の人口がベルト地帯に住むというわけでありまして、住宅需要は今後ますますふえるわけでありまして、そういった持ち家を促進させますために、この控除制度というものをもう少し活用させる方策はないものか。また、これと並行いたしまして、アメリカその他でプリペイドしておきます住宅抵当金融制度というものを導入することができないものかどうか。それらについて、時間が過ぎておりますのでごく簡単に横田会長からお願いしたいと思ひます。

○横田(参考人) 住宅貯蓄制度に限って、焦点をぼつてお答え申し上げますと、問題点として、貯蓄者の立場から見た場合に、貯蓄条件が非常にきびし過ぎるという問題がございます。それから減税金額が少額である。これは年の積み立て額の四、最高一百万という税額控除でございますが、これから逆算した控除対象積み立て額が年間二十五万円ということでございます。三年間の積み立て額が七十五万円にかならないわけでありまして、したがって物件取得のための預金としては、現在の状況ではちょっと少な過ぎるという

感じが多いわけですね。それから金融機関の立場から見た場合は、条件を欠いた場合に税金の追徴義務がわれわれに課せられるということがございまして、それから積み立て金の二・五倍の融資義務が生ずるという点が問題でございます。

そこで、この解決策はどうしたらいいかと申しますと、住宅融資保険制度の改善整備が必要なのは、これはない。いま住宅金融は十年ない十五年という長期の融資でございますけれども、持ち家を望み、かつ住宅金融を利用しようとする者の中には、比較的資力の乏しい者が多いわけでございます。したがって金融機関が積極的に住宅金融を利用するとすれば、融資した金額に対して保証してくださる機関が必要なのではないかと思ふわけでありまして、現在、住宅金融公庫に一般の金融機関が住宅融資を行なつた場合に、それを保証する住宅金融保険制度がございまして、これは保険料率がきつめて高いといふこと、それから保険金額が保険価額の九割であるといふこと、全額保証になつておりません。それから、めんどろな担保回収事務は金融機関が行なわなければならぬといふような問題があるわけでございます。

それで、こういう制度をできるだけ改善整備していただきたい。保険金額は原則として融資額の一〇〇%とするとか、あるいは保険料の減額をはかるとか、担保回収事務は保険会社で処理を行なう、あるいは国は保険会社に対して再保険をする、それから利子補給制度を——これは財政支出に伴うことではございますけれども、今後のおっしゃつたような膨大な住宅需要をまかなうためには、財政資金をもつて公的な住宅を供給することもあることながら、多額の民間資金を住宅部門に投入することが必要だといふことになりまして、民間資金にたよつた場合、利用者側から見ると金利が九分五厘前後といふかなり高い状況にある。したがって、民間住宅融資制度を促進させるためには、政府は民間金融機関に対して利子補給を行なつただけならば、利用者の負担を軽くすることが可能である、こういうことでござい

す。

現在の住宅貯蓄控除制度、積み立て期間三年以上、年間積み立て四%に対する金額、最高一百万円の税額控除についての控除率あるいは控除額の引き上げ、条件の緩和、手続の簡素化が一番必要なんじゃないかと思ひます。現在全銀協としましては、正式ではなかつたと思ひますけれども、二万円ぐらいの税額控除ということをお願いしているわけでございます。われわれも、できるだけこの住宅政策の拡充ということについては、全銀協としてもいろいろ研究を重ねまして、また御当局にお願いするようなことにならうかと思ひますけれども、その節はどうか先生方においてもよろしく御高配をくださるようお願いを申し上げます。

どうもありがとうございます。

○松本(十)委員 では終わります。

○毛利委員 堀昌雄君。

堀委員 時間がございせんから簡単に御質問をいたしますので、簡潔に願ひたいと思ふのであ

先ほどお話しのように、今度の税制の中で、確かに一面貯蓄の問題は必要でございまして、過去でも、いま消費がふえておりますとには、過去でございまして、大体国民が、いろいろなものがあるといふ自然に思つてから物を買ひ、あるいは自然に旅行をしたいという気持ちになつてから旅行をするといふのが過去の例でございまして、今日とは異常なマスコミによつて、その欲望が本人にないのに欲望を企業側からかり立てて、欲望を吸ひ出して消費を拡大させておるといふのが、私はいまの日本の実情だと思ひますのでございまして。そこで、貯蓄は確かに日本が将来に発展するために必要でございまして、このような片方の企業側の問題を野放しにして、税制だけでこれを補充しようなどというところは、私はとても問題があると思ひます。

そこで私の一つの提案でございまして、私どもは私どもは、そういう国民の消費をかり立てるような欲望に対する広告、これにはかなり大幅

ので、どうしてもこの際貯蓄増強の方策が必要であらうというふうに私は考えているわけでございます。来年の可処分所得がどのくらい増大するかということは問題でございますけれども、可処分所得が増大した場合に、はたして過去と同じようにその比率が貯蓄に向かい、同じ比率で消費に向かうかということ、最近の傾向を見ますと、消費に向かう傾向が非常に強うございますから、私は、どうしても貯蓄増強策が必要なんじゃないかと考えております。

それから、税制がはたして貯蓄増強にどの程度の影響があるかというのは、経済情勢とかベースアップとかその他いろいろな問題がからみまして、正確な数字は把握しがたいわけでございますけれども、われわれのほうで調べましたところで、は、税率が緩和されたときには個人貯蓄は伸び、税率が上がつたときには個人貯蓄の伸び方が減っているという数字もあるわけでございますから、決して税制と貯蓄との関係が全く無関係であるということは言えない、断定はできない。これは非常に議論の分かれるところでございますして、ほかの要素がからみ合っておりまますからむずかしい問題でございますけれども、決して断定するわけにはいかなないと考えておるわけでございます。はなはだ簡単でございますが……。

○瀬川参考人
お答えいたします。

税制が自己資本充実に何もきいてないじゃないか、もうやめてもいいじゃないかというようなお話と、ここまで国民の蓄積ができたらもはや税制で優遇する必要はないじゃないか、ほうっておいても貯蓄がふえていくじゃないかというお話だったように承りますが、第一の点につきましては、これはやはり日本の国の個人並びに企業の蓄積が先進国に比べて極端に少ない、現状においてはなお少ないということで、このくらいところで満足しちやいけない、むしろ自由化を控えて非常に危険にさらされておるということを私はさつき申し上げたつもりであります。

それから、第二の点でございますが、自己資本

充実、いままではそれでよかった。そういう情勢に立たざるを得なかった。もし自己資本充実の税制がなかりせばもつと自己資本が低下しておつたらう。消極的にささえるという役割りは果たした。こんな大事なときだから、もうひとつ思い切つてやつていただきたい。もつともつと抜本的な自己資本充実の対策を考えていただきたいというのが私の考えでございまして、税制の効果というものは、やはり五年、十年、長期にわたつて見ていかなくてはならないし、一九七〇年からここ数年のうちに日本経済の立場が非常に変わるるときでありますから、そこでひとつ、ここでむしろ思い切つたことをやつていただくのがほんとうではないか。ことに株式選好というものは、ある一定の水準まで国民の金融資産がたまりますと、さしあたり郵便貯金、銀行預金、保険というようなどころから、次にやはり有価証券に回つてくるという順序でありまして、いまそのきざしが見えてい

それから、自己資本充実が一向行なわれていないじゃないかということですが、最近一、二年の間に、非常に証券市場の模様が変わってきた、そして配当に対する経営者の考え方も変わってきた。資本調達に対する方法も変わってきた。時価発行、時価転換仕債というようなものがぼつぼつ出てきたことは、これは自己資本充実が絡についてきたということでありまして、いままでやっていたいだいた措置は、低下を一そう低下するのを食いとめたというメリットは大にあったが、これからうんとひとつやっていただかなくてはいかぬ、もつと抜本的な対策を考えていただかなくてはいかぬということを私はひとつ御認識をいただきたい、そう思うのであります。

○広瀬(秀)委員 議論をする場ではございませぬので、御意見として承っておくわけですけれども……。

正木先生にひとつ伺いたいのですが、税制調査会でも、今日の法人税の問題につきましては、いわゆる法人擬制説の上に立って、株主の法

人税はいわゆる株主に帰属すべきものの先取りなんだというようなことは、国民的な感情からいっても、そういうことではない、これはもうすでに法人そのものの独自の負担として課税をすべきところにきている、そういうようなことを指摘をされておるわけであります。そういうようになってくるのが当然であらう、このように私どもも考えるわけです。

そうなりますと、今日、今度の改正で若干変わるわけですが、現在の所得金額三百万円を中心にして比例税率を三五、二八というようにとつておる。こういうようなものから、やはりこれは所得の高いものにはかなり超過累進的なものを、たとえば最低を二〇％なり二五％ぐらゐにして、五〇％ぐらゐまでの間にこの累進税率構造というものを持ち込むのが、税の公平の立場においても必要なのではないか、こういう感じがいたすわけなんですけれども、専門家として正木先生のようにこの問題をお考えになつておられますか。

○正木参考人 お答えいたします。

たいへんむずかしい問題なんでしょうが、法人税を、シャウプ税制のときに、従来の実在説的な取り扱いから擬制説的な取り扱いに変えられたわけでございますが、以来二十年近くたっております。その後日本の経済がどんどん大きくなっていくに従って、企業の実態と法人税制のいわゆる個人の集合だという実態との乖離といえますが、ますます離れていくので、どうしてもこれは理念的には支持できない、むしろごく小さな個人企業的な法人成りしたようなものは別問題として、市場に上場されているような企業を中心にして考えますときの法人税のあり方というものは、やはり実在説的な考え方にならなければならぬと思います。そんな意味で、法人利潤税の構想が調査会からも出ました。それが私ども財政学をやっております連中から言いますと、大体その方向に傾いていると思いますが、その中で御指摘のありました、もし法人税が実在説的な考え方

考えたときに、累進課税にするかしないかということになりますと、私の意見はかなり分かれてくると思います。累進課税というのは、これは人間的な、人間のいろいろな経済的事情とか担税能力とかいうようなことと関連して立てられているシステムで、企業というようもののただ収益の大きさ、大小によつて比例負担を、特に累進負担にしなければならぬかというところについてのふん切りがつきにくいし、実際問題としても、企業の場合に、かなり所得の純益の操作ができますし、いろいろとかえつて不公平なことがあります。むしろこれは実在説的な考え方をとりまして、比例税、若干の軽減税率を伴つておる、そういうものが一般的な考え方じゃないかと思ひます。

○広瀬(秀)委員 終わります。

○毛利委員長 二見君

○二見委員　最初に、配当控除について御意見を伺いたいと思いますけれども、国民感情といたしまして、率直に不満に思うのは、給与所得者の場合は、夫婦子三人で百二万円以上になると税金を取られる。ところが配当所得の場合には三百四万円までは税金がかからない。これは新聞でもかなり大きく報道はしておりますけれども、ここに国民としては大きな不満感があるわけです。税の公平という面からいってこれはおかしいじゃないか。先ほど瀬川参考人からは株式の大衆化ということで、これに対する弁護論があつたようにちょっと聞いておりますけれども、こういう点については横田参考人あるいは正木参考人はどういうふうにお考えになっておるか、まずお願いします。

○横田参考人 配当控除の問題につきましては、私のほうはちよつと畑違いでございまして、肝心の瀬川さんが退席されましたので、ちよつとお答えしにくいわけでありますけれども、配当控除の額が先ほど、標準世帯で二百八十二万円から三百四万円になった。むしろ上がったということは、非常に何か国民感覚的には妙な感じがすることは

私はごもっともだと思つておられます。これはむしろ控除額は引き下げられまして、それで所得税の減税が一方で行なわれた結果上がったわけなんです、結果としてそういう数字が出てきたということになるわけなんです、まことにどうも形としてはちょっとおかしいかと思つておられます。一方の所得税減税というものが非常にこれに大きなウエイトをもつて作用したというふうにお考えいただければいいのじゃないかと思つておられます。勤労者との比較において云々という問題がございました。もちろん勤労所得税につきましても長期税制は今回全部実現をしたわけでございます。今後さらには税制調査会で減税の方向に向かつて研究を進められると思つておられます。大体おっしゃった点については御期待に沿えるような方向で進むんじゃないかと思つておられます。ただ所得税が減税されますとまた免税点が上がりますので、だんだん上がってくるかもしれないかもしれませんけれども、その辺はどうか私にはよくわかりませんので、主税局長さんおられますので、ひとつ……。

〔委員長退席、上村委員長代理着席〕

○正木参考人 私、先ほど問題として提起したような次第で、特にそれにつけて上げて申し上げることもないわけなんです。

この配当控除というものが結局法人税の帰着の問題に関連しているわけで、それは完全に個人段階で二重課税を償却するのだという考え方で、あるいはほんとうにいまの税率がそのとおりになっているかどうかというところはわかりませんし、実際問題として、先ほどちょっと申しましたように、どうも法人の払ふ税と個人の受け取る配当とは実際上つながりはない。そこにいまある配当控除なりあるいは場合によっては税額控除なりの制度がございまして、それは結局今度は違った立場で、むしろ証券市場を育成するような刺激としてとらえてみて、実際はいまは税制上の基本観念から二重課税云々ということよりも、いまでは証券市場奨励のための一つのささえ棒としてあれが是

認されておる。ただ、あまりにそれが勤労所得の場合の課税最低限と開いてきますと、今度は逆にそちらのほうからの突き上げが来るという点で、そこを見合ひながらやっていると、あれが何%であるべきかというところは、まことに理屈を離れた一つの見合ひでやっていると、まことに理屈を離れたという感じ、漸次それはやめていく。それをやめていくためには、やはり基本的には法人税そのものの構造を変えていくというところにはかなければ徹底しないと思つておられます。いまのところは決して理論的に正しいという根拠があるのじゃない、むしろ証券市場の健全な発展をささえ棒としてある程度やっていると、私には解釈しております。

○二見委員 正木先生にお尋ねしたいのですけれども、四十三年の資料ですけれども、一世帯平均当たりの貯蓄保有高の推移で、株式が一世帯十四万六千円というデータがあるわけなんです。これはサンプル調査ですから、実際そのとおり正確であるかどうかはちょっとわかりかねますけれども、

〔上村委員長代理退席、委員長着席〕

先ほど、これはほんとうは瀬川参考人に聞くのが筋なんですけれども、株式が大衆化したのだから配当についても優遇すべきだということ、その立論に、一世帯当たりの株式貯蓄が低いという現実から見た場合、株式が大衆化したのだから優遇するということはそれほどの恩恵があるのかどうか。私はその点ではあまり恩恵がないのじゃないかと思つておられます。むしろ高額の株を持っている人に対する恩恵であつて、一般には多少の恩恵はあるかもしれないけれども、それほど大きなものではないのじゃないだろうかという感じがするわけなんです。その点はどうか。

○正木参考人 いまお話ししたサンプル調査の例、一世帯十四万円でございまして、その当否は私何とも申し上げかねます。株式の持ち方にもよると思つて、先ほどお話しするように、会社持ち株制度に参加しているものは、そのサンプル調査の回答のときにどういうように答えたのだろうか

というふうなこともございまいし、それから投資信託を持ち株に入れたか入れないかというふうな、いろいろな聞き方、答え方があると思つて、私どももそこまで調べませんとわからないと思つておられます。

私はどちらかといつて、株式を大衆化するということにはこれはあり得ると思つておられます。そのために特に公平課税の原則を破つておられないというふうな、税制を維持しなければならぬというふうなことは、むしろわしらは今後ますます、われわれといつては、働く人たちの働く意欲というものが大事なん、これがやはり国民所得なり国民経済の発展の原動力なん、何も貯蓄、貯蓄と、そういうものが原動力じゃない、働く人が働く意欲を持つということが必要だ。それをいまのような極端な資本保護的な政策を続けていって、それが素朴な労働意欲を阻害しないのかどうか、そこが一番おそろべき問題ではないか、こう考えます。

○二見委員 横田参考人にお尋ねしますけれども、利子課税ですが、貯蓄増強に非常にメリットがあるというお話でございまして、私どもは、うもそうは思わないのです。それで実は意見が反対になつてまことに申しわけないと思つておられます。昭和三十四年の上期から三十七年の下期まで、この間の個人の定期増加率というのが六・五%なんです。このときには一〇%分離だったのです。五%分離になつた三十八年から三十九年にかけては個人定期増加率は八%に上がつておられます。それから四十一年上期から四十二年下期は一〇%分離になりました。今度八・七%、こう見ますと、利子課税を優遇したからといってそれがそのままダイレクトに貯蓄に振向くとは思つておられないのじゃないだろうか、あまり相関関係はないのじゃないだろうかという感じがするわけなんです。私、この貯蓄というものは決して否定するものじゃありませんし、貯蓄は当然必要なことだと思つておられます。利子を優遇したからといういからということでもって貯蓄増強をはかるの

じゃなくて、先ほどお話がありましたように、個人の可処分所得の増大のほうにこそむしろ貯蓄の増強のウエイトが大きいんじゃないだろうか、こう考えるわけですから、その点、そういう観点から利子課税に対する優遇措置というのは、私たちがとしてはあまり賛成はできないわけなんです。その点についてはいかがでしょうか。

○横田参考人 いまの御質問につきましては、先ほどちょっと私概括的に触れてはいたわけでございます。

おっしゃる通りに、税制の変動によつて貯蓄の動向がどう動くかという問題は、単にそれだけを抽出していろいろ論証するわけにまいりません。いろいろの経済情勢の変転等によつて影響されるところが多いわけでございますから、この統計の数字がはたして税制と貯蓄との関連を的確に立証しているかどうかという点については非常に問題がございまして、ただ、御指摘になりました点について若干御説明を申し上げます。おっしゃる通りに、五%分離の三十八年四月から四十二年三月まで、これが個人の定期性預金は八%増加した、ところが四十一年の四月から四十二年の六月まで一〇%分離というときには八・七%に上がったわけじゃないか、分離課税率が上がつても個人の定期預金は上がったのだというお話がございましたが、これは全国銀行の個人預金の数字でございまして、むしろ全般的な金融機関、たとえば相互銀行とか郵貯、農協、信用金庫、貸付信託その他を含めると、五%から一〇%になりましたときには、五%のときは八・八%の増加率、一〇%に上がりましたときは八・一%と、かえつて貯蓄全体は下がつておられます。銀行としては下がつておられますけれども、貯蓄全体としては下がつておられます数字が出ておられます。それから、この間に、たしか私の記憶では、少額貯蓄非課税制度が拡充されましたので、そういう意味で、一〇%分離がありまして、少額貯蓄非課税制度の利用者がふえるというふうなことで、貯蓄率が上がつておられるということが抽象的には言えるわけでございます。

○小林(政委員) それでは次にお伺いしたいと思いますが、特に中小企業の置かれていいる現状の問題ということにつきまして、先ほど法人税率の引き上げについては、正木先生のほうから、四十年不況の段階で三%一応下げたものを、直ちに本則に戻すべきだというお話でございましたけれども、それとの関連で、実は現在法人の資本金の割合が、一億円以下の中小法人が九九%を占めております。もちろん、今回の税率の引き上げの問題については、三百万円以下ということで措置がとられておりますけれども、一億円以上といふのはわずかに一%にも満たない数でございますけれども、実際にこの一億円以上の大企業が納める法人税というものが、大蔵省の資料によりて推計をいたしますと、大体六割ということになります。推計でございますけれども、この割合から見ますと、法人税率の引き上げによる平年度の増税が九百六十八億のうち、推計しますと約四百億ぐらいの程度、中小法人の負担になるのではないかと思います。特にその中でも中小企業に対する特別措置というものを、見てみます。

と、中小法人に対しては一応中小企業対策の拡充費というふうなもので八億円とか、あるいはまた同族会社に対する役員賞与の損金算入というふうな形で三十三億、あるいはまた中小企業の同族会社留保所得の課税軽減という事で百八億、合計百五十一億という軽減が行なわれておりますけれども、差し引きやはり相当の増税ということが出てくるわけでございます。したがって、現在の日本における経済機構の中で、大企業はともかく、中小企業の置かれては現状から見まして、今度の改正につきましましてはどのようにお考えになられていらっしゃいますか。私は、中小企業については特別の何らかの措置がされるべきではないかというふうにお考えしておりますけれども、これらの点について先生の御見解をお伺いしたいと思ひます。

○正木参考人 私も御同様に、中小企業の特に零細な部分の企業についての法人税の負担について、考慮する必要があると思ひます。それはいまの体制で保護をしたらいいのか、それとももう少し進った形で、法人であるけれども個人的な取り扱いを考へて、その形でもって保護すればいいのか、いろいろあると思ひます。いまのままでいけば、やはりやるとすれば軽減税率のほうを片方据え置いたままで大きいほうを上げるといふことになりましようし、それから同じ軽減の場合でも、やはりいまのようなままでいきますと、軽減税率の大半を大会社が使つておる、その一部が中小企業のあれに回つておるといふことなので、その関係も何とかならないだろうかというふうなことも考へられるわけであります。ただいまの景気情勢下において、中小企業がいがいに非常に困つていともいへませんし、ある場合においては非常に利益率等が低い会社もあると思ひます。そういう点でいがいにはいえませんので、さつきもお話ししたように、非常に零細なものに對しての処置は、いまの法人税の取り扱ひのふさわしくないのじゃないかというのがある、それは別個に考へなければならぬ、こういうふう

考へます。

○小林(政)委員 どうもありがとうございます。これで終わります。

○毛利委員長 これにて、参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人には、御多用中のところ長時間にわたり御出席をいただき、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

本会議散会後再開することとし、暫時休憩いたします。

午後一時二十九分休憩

午後四時三十五分開議

○毛利委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑を続行いたします。阿部助哉君。

○阿部(助)委員 まず第一に、一昨日でありますか、わが党の堀委員からの質問で、所得税の課税最低限等を来年度以降もまた検討し、引き上げるような話があったように私聞いておるのであります。その点はどうか。

○細見政府委員 大臣が堀先生にお答えいたしましたのは、所得税の減税は今後も重要な税制改正の項目であり、所得税の税制改正の減税の大きな柱の一つに課税最低限の引き上げを考へておる、こういうことを申し上げたわけでございます。

○阿部(助)委員 何か前には、当局のほうでは、所得税の課税最低限はヨーロッパ並みになった、まあ大体ヨーロッパの所得水準を抜いたので、来年度以降あまり引き上げないような話があったように、私新聞等で拝見した記憶があるのですが、そうじゃなかったでしょうか。

○細見政府委員 今回の税制改正の基礎にいたしました四十三三年七月の長期税制の答申におきま

て、課税最低限が百万円程度になれば、それはいわば貯蓄のためのゆとりのある水準であり、また諸外国の水準に比べてそここの水準であるわけであるから、一定額を目標として掲げて、それを実現するというような形で税制改正を考へなくともいいので、物価なり所得水準の推移を見て考へていけばいい、スローガンのものに過ぎない、そういう言い方をしたわけでありまして、その辺がいろいろに伝えられたんだらうと思ひます。

○阿部(助)委員 そういたしますと、来年度以降は所得水準であるとかあるいは物価の動向といったような観点から、これはまた考へする、検討する、こういうことでございましょうか。

○細見政府委員 所得がふえてまいり、物価がある程度上がるということであれば、そのときの状態におきまして財源事情その他総合的に勘案して、やはり所得税は、所得がふえます結果累進的に税負担が重くなる、それと物価との関係あるいは全体の財政需要の関係等を見ながら、所得税の改正が大きな税制改正の柱になることは今後同じであると思ひます。

○阿部(助)委員 よく大蔵当局では、外国との比較をしてどうだこうだと言ひますけれども、この比較もなかなか私はむづかしいことではないかと思ひます。ただ平面的に、百万まで課税最低限が引き上げられたといふけれども、資本蓄積の状況であるとか、あるいはまたいろいろな児童手当等の給付の問題であるとかいふようなものを考へて総合的に比較をしないと、ただ平面的というか、単純にこれだけ比べてみて安い高いということにはどうもならないと思ひます。

○阿部(助)委員 私には、どうもそこに一番の大きな基礎というか、それがなく、あとの問題はいろいろ議論してもなかなかこれはわからぬ問題でして、あなたのほうと私のほうとこれは意見がかみ合わない。外国との比較をしてみたって、生活の様式も違ふは給付内容も違ふというふうなことになるのかみ合わないのではありませんか。私は、いま局長がおっしゃったように、生活費非課税の原則というものは、やはり課税最低限を論議

になっておりますか。

○細見政府委員 理屈っぽく申し上げれば、課税最低限は税率と組み合わすことによりまして、どの程度の階層からどの程度の果進度をもって所得税制を組み立てるかということになるわけでありまして、しかし、そういう学者の理屈っぽい話を離れて、現実的に判断するにあたりましては、やはり所得税が基幹的な租税といふべきか、いわば租税の基本であるという期待にもたえ、一方で国民の担税力にも即応しながら、また一方、所得税に期待される所得再配分機能を發揮する、そういう意味におきまして、課税最低限をどの辺に置くかというの、そのときそのときの国民の所得水準なり、あるいは所得の階層分布というふうなことを考へながら適正に定めるべきでありまして、したがって、そのような意味におきまして、は、いわゆる最低生活費というふうなものは、当然に申しますか、課税最低限がその最低生活費を上回つておるものであることが望ましいことは当然でございます。

○阿部(助)委員 いま担税能力であるとか再配分機能であるとかいふ形で行くおっしゃつた。そのおっしゃるの、いろいろな面から配慮せばいかぬことはわかるが、その一番もとになるのは、生活費非課税という原則がやはりそこにあるというふうには私は考へるのであります。その点は間違ひですか。

○細見政府委員 最低生活費に食ひ込まないような課税最低限であることが望ましいことは、もちろんおっしゃるとおりであります。

○阿部(助)委員 私は、どうもそこに一番の大きな基礎というか、それがなく、あとの問題はいろいろ議論してもなかなかこれはわからぬ問題でして、あなたのほうと私のほうとこれは意見がかみ合わない。外国との比較をしてみたって、生活の様式も違ふは給付内容も違ふというふうなことになるのかみ合わないのではありませんか。私は、いま局長がおっしゃったように、生活費非課税の原則というものは、やはり課税最低限を論議

する場合の一番の土台だ、こう考えるのでありますが、まあ大体それらしいお答えでありますので次へ移ります。

そうしますと、当局では、日本の経済の現状の中で、国民の生活費というものは一体いまだどの程度が適当なんだ、標準世帯でどの程度なんだというふうにお考えになっておるわけですか。

○細見政府委員 先般来たたびに出てまいります四十一年の家計調査の結果の速報によりますと、全国の平均の勤労者世帯の実収入は百十七万円になっておりまして、これから租税公課等を差し引きました可処分所得が百八万円、百八万円のうち二十万円程度が貯蓄に回りまして、消費支出が八十七万円、これを世帯人数等で計算を補正いたしましたものと、大体四人世帯の——これは三・八九人でありまして、課税最低限のほうの四人世帯のほうで見ますと、昭和四十四年ですが、七十八万円余りであり、改正案によりますと八十六万円、平年度分であれば八十八万円というようにことになるわけでありまして、この消費支出は、御承知のように最低生活費というような基準によって支出されたものではなくて、現実には任意な形で、若干のレジャーも入り、若干の耐久消費財あるいは若干の生活向上のいろいろな家具等も入ったような支出でありまして、そういう意味で、この支出がサラリーマンの生活費として特別にいたくなものだとは私どもとしては決して申し上げるわけではございませんが、これがいわゆる最低生活費かどうかというところは議論のあるところで、私どもがかつてマーケットバスケット方式で御承知の栄養研究所などにお願ひしてやったものなどによりますれば、これは、私どもの現在の課税最低限はすでにかなりそれを上回っておりますので、私どもはそういう意味でこれは最低生活費を上回っておりますと思ひます。ただし、何が最低生活費であるかというところにつきましては、いろいろな評価ができ、議論にわたるものであります、私どもは、いわゆる標準的な支出と大体並んでおるのだから、課税最低限は最低生活費を上回っております。

るのじゃないかというふうに、大づかみに考えておるわけでありまして。

○阿部(助)委員 いまあなたは三・八何ぼということ、四人世帯で言われたのですが、これは五人世帯で言ったらこの七十八万円というのは何ぼになるのですか。

○細見政府委員 これは実は非常にむずかしいこととございまして、平均的にこれだけの支出があつて、それが平均幾らということになっておるものから、五分の一足したら、あるいは四分の一足したら生活費というふうにならないことは阿部先生御承知のとおりで、三人が四人になったらこれは四分の一減るのではなくて、やはり共通の経費のようなものもありますので、そこはむずかしいので、やはり与えられたデータとしては、この八十七万円、これが三・八九人であるということしか言えないのじゃないかと思ひます。

○阿部(助)委員 そこで私はお伺ひしたいのであります、それなら、銀行金利や何かも年利建てで合理化したのだから、この辺でやはり五人世帯という現実と合わない家族の標準世帯の取り方はやめて、いまあなたがおっしゃる通りに、やはりほかの統計はみんな大体四人になっているわけですから、現実には三・八八くらいになっているわけですが、それならやはり税金の場合も、これは大蔵省のほうも標準世帯といつたら四人だということ、現実にはそれでいけるほうがいいのじゃないですか。なぜこの五人にこだわるのですか。

私、こんなのは私の質問の本筋からはずれるのだけれども、あなた方は、こういうときには四人でいい、こういうときには五人でいいというふうな——やはり税金というものは国民からふんだくするので、もう少し国民にわかりやすく明快にするのが、いつでも言われるとおりに必要だと思ひますが、どうなんでしょうか。これは四人世帯に直す御意思はないのですか。

○細見政府委員 四人世帯でやってはいかぬとか、あるいは四人世帯のものを隠しておるといふことではなくて、ずっとこのところ、過去との

比較で、あるいは課税最低限百万というふうな話にいたしましたも五人世帯でいままでもいろいろ論議してまいりましたので、便宜五人世帯でいろいろな表示をいたしておりますが、四人世帯が幾らであるかと言われれば、四人世帯の計数はいつても公開いたしますし、今後むしろ四人世帯の計数に重点を置いていろいろな話をしろとおっしゃるのであれば、それでいたしても差しつかえないと思ひます。ただ、私どもはそういうつもりでありまして、けさの参考人に対する御意見のところ、原田先生から、もっとビジョンの多いものを掲げるべきだという政治家としての御発言もございまして、いかがしたものかと考えておるわけでございます。

○阿部(助)委員 税金取るのは現実問題ですから、やはり現実と合うようにやってくれないと——税金でビジョンを出せというならば別に皆さんもお考えになるところでしよう。税金はビジョンで取っておるわけではない。現実には取っておるわけだから、これはやはりそうすべきではないか。むしろ私たちから見ますと、課税最低限を引き上げる、百万円まで非課税だということのために、五人にこだわったのではないかとすら思われるような固執のしかただ、こう思つておつたわけですから、現在のいろいろな統計が四人になつておるとすれば、やはりそれに合わせられるほうがいいと思ひます。

それはそれにしまして、本論に入りますが、人間は生きていくというだけ生活ではないので、何がしかのレジャーが入る。世の中が進めばテレビも必要になろうし、書籍も必要になろう。それは当然のことであつて、これで憲法で述べておるところの健康で文化的な生活だというふうにお考えになるわけですか。

○細見政府委員 いろいろな世論調査などによりまして、御承知のように国民の大部分の人たちあるいは非常に多くの人たちが、自分たちは中産階級に属してゐる、いわゆる中間階層意識というものがだんだん多くなつてきておるといふのは御案内

のとおりであります。そういう意味で、もちろんけさもお話がありましたように、マスコミその他によりまして無限に欲望をかき立てられるような一面もございまして、みんなが満足しておるといふことではないと思ひますが、現在の八十七万の支出というのはいくら抑制された支出でなく、二十万程度の貯蓄の余裕を持ちながらの支出でありますので、私は一応それなりの満足すべき生活が行なわれておる状態ではないかと考えております。

○阿部(助)委員 そうすると、百十七万というのはまあまあ課税をしてもいいという最低限だとおっしゃるわけですね。私は、よく見てもこれがすれすれだと思つておるわけですが、いまのお話からまいりますとどうなんですかね。給与所得者はなるほど百二十万まで課税されない。ところが事業所得者になると七十一万八千九百三十二円、ここで課税されると、事業所得者というのは生活に食い込む課税をされておることになるのじゃないですか。これはどうなんですか。

○細見政府委員 いまの百十七万と申しますのも、いわば勤労世帯でありまして、事業を営んでおる世帯といふものとの間にはおのずから生活の違いもございまして、また多くの事業世帯におきましては、御承知のように農業も営業もひくくめまして、白色でありまして白色専従があるとか、あるいは青色でありますれば青色申告専従者の控除が行なわれた所得が、世帯としてはそこに帰属しておるといふような面もございまして、しかし、それと兼業の事業者の場合はどうかというふうな御議論もあられましようから、あまりこの点は申し上げませんが、しかし事業所得者というのは多く生活上あるいは事業上の根拠を持つての生活でございまして、若干サラリーマンとは違ふのではないかと、かように考えます。

○阿部(助)委員 私はちょっと理解できないのですが、サラリーマンの場合には最低必要生活費はこれだけあるんだ、事業所得者の場合にはそれよりも低くていいという理由が、いまの程度だと、逆

にいえば、事業所得者のほうは何がしか脱税して
いるから何とかやっていると、そういうこと
なんです。

○細見政府委員 最低生活費は、先ほど申し上げ
ましたように八十七万というのの勤労者の支出で
ありまして、最低生活費につきましては、昔大蔵
省がやっておったような方式によりまして、事
業所得者の最低限といえども、すでにマーケット
バスケット方式によるいわゆる最低生活費とい
うのは上回っておるわけでありまして、そういう意
味で、これは勤労者の世帯であり、事業所得者の
世帯は別の生活様式が行なわれておいて、その間
の支出金額などについてもおのずから違いがあ
るというふうに考えておるわけでありまして。

○阿部(助)委員 どういう違いがあるのですか。
五人世帯で生きていくとすれば、タマネギは同じ
タマネギを食うんだらうし、事業者のほうは特別
割安のキャベツを食ったり大根を食ったりする
わけではなからうと思うのですが、どこが一体違
うのですか。同じ人間で違ふというの、もう少し
具体的に言ってみてくれませんか。

○細見政府委員 給与所得者の場合であります
と、たとえば新しくいろいろな世帯道具その他を
買っていくかなければならないとか、あるいはい
ろいろの生活手段の蓄積というものも入ったのが八
十七万になっておるわけでありまして。いわゆる食
べるためのマーケットバスケット方式による
ものはこの八十七万よりかなり下の金額になっ
ておりますので、その下の金額は事業所得者にお
いてもカバーされております。生活費の違いから
くるこういう統計はございませんが、この私ども
の課税最低限はマーケットバスケット方式によ
りまして上回っておりますし、しかも課税
最低限は年々一〇%ずつ引き上げられてきており
ます。消費者物価は多くても五%ないし六%
でありますから、その間の格差は開いてきてお
つて、いわゆる最低生活費はカバーしておると私
どもは考えております。

○阿部(助)委員 それで私一番最初に、いまの生

活費に食ひ込むような税金を取るべきではない。
生活費非課税の原則というのを確認したわけであ
ります。それでいくと、勤労者の場合百二十万と
いうのは必要だ、こう見られたわけでしょう。そ
うすれば、いまのお話のように世帯道具を買わ
なくていいとか、おやじの代からの店には何がし
か資産の蓄積があるとかいうことをおっしゃるん
だらうけれども、それはまた課税をする場合に別
なんじゃないですか。課税最低限をきめる場合
は、事業所得者であらうと給与所得者であらう
と、やはり生活費非課税という原則で貫くとすれ
ば、最低限の線は少なくとも並ぶのが公平の原則
からいっても当然のことなんじゃないですか。そ
の辺どうも局長の御説明ではだれも納得できな
いんじゃないですか。同じ人間なんですよ。

○細見政府委員 私がいま申し上げております課
税最低限の比較は、収入金額の百十七万円と百
万円という形で申し上げておるのでなくて、勤労
世帯におきましては、消費支出として充てられた
八十七万円との間で課税最低限を考えまして、そ
れはカバーいたしておると申し上げておるわけであ
ります。したがって、その八十七万円前後の勤
労者の消費支出は、確かに勤労所得者の課税最低
限は若干下回ってはおりますが、これは、この勤
労者の消費支出はいわゆる最低生活費というもの
でなくて、選択の余地のあるものについては若干
の選択が行なわれる。それはもちろん非常に高い
生活水準だというわけではないかと思ひますが、
少なくとも自分は社会の平均的なところにおり、
中間層にだんだん移りつつあるという意識を持
つた人たちの生活費でありますので、いわゆる最低
生活費はこの八十七万円よりかなり低いもので
あるのではないか、かように申し上げておるわけ
であります。

○阿部(助)委員 私はどうも納得できないです
が、それならどうです、たいへん評判が悪いから
やめたとおっしゃるんだけれども、一ぺんマー
ケットバスケット方式でどれくらい生活費が必要
なんだという問題を、課税当局で国民に納得する

ように示して見る必要があるんじゃないですか。
課税最低限というものは、文化が進み、世の中が
進むに従ってやはり引き上げられるのは当然だろ
う。その辺で、いまの時点ではこれだけあればこ
れだけの生活ができるんだ。それは人間はいろい
ろな生活様式をとりますから、衣服に金をかける
人もあれば食事に金をかける人もありますけれど
も、そのサンプルを一通りでも二通りでも出して
くださるくらい親切さがあってもいいんじゃない
ですか、ただこの前のメニューが評判が悪かつ
たからやめるんだというのでなしに。評判の悪い
のをつくつておいて、それで税金だけは取り上げ
ようというの、少しあつかましいんじゃないですか。
か。やはりそれは国民に納得してもらつてそれで
税金を取るといふたてまえからいけば——自分た
ちの評判が悪かつたからあとはほかかむりで、ふ
んだくれるだけふんだくれるというのなら別です
けれども、納得した民主制のたてまえからいけ
ば、私はやはり国民の納得するようなメニューは
つくるべきだ、こう思うのですが、いかがです
か。

○細見政府委員 そういふメニューのようなもの
をつくることも一つの考えであらうかと思ひます
が、たとえばこの家計調査によりまして、例の
階層を五分位に分けて、階層ごとの消費支出
をとつておるようなものがあるわけでありま
す。これを最低限を比べてみますと、大体五四%
カバーしておる。つまり平均以上をカバーしてお
るというふうなこともなっております。いま
申し上げましたように、メニューのようなものに
なりますと、おそろく幾ら苦労してつくつてみま
しても、それそれ嗜好なり価値判断が入るわ
けであります。その価値判断のコンセンサスを
入れ、国民的にいい料理だ、それをつくればだ
いじょうぶだというふうなことは言うべくしてで
きないことで、カリオリその他から十分なもの
だということでは発表したいわけでありまして、
おかずがどうであるとか、あるいは何がどうで
あるとかいふような判断がございまして、何かそれ

以外のもは認められないかのような判断なり誤
解なりを招くわけでありまして。ただ、あれは一例
として、こういうことはできませんという一例であ
るわけでありまして、それが一例でなくて、大蔵
省のメニューはこれしか食えないのだ、品目はこ
れとこれだというふうな式の理解もされまして、
全体としてのカリオリをカバーする限り、品目を
変えあるいは品物を変えての調理であつての応用
わけでありまして、そういうことについての応用
がなかなかうまく説明がつかない。したがって、
大蔵省のメニューというのの味もそつけない非
常にまずいものだといふ批判を受けるだけであ
りますので、私もはむしろそういうメニューより
も、せつかく総理府で家計調査が行なわれてお
り、その階層も五分位に分けて、それぞれ高
額所得層から低額所得層まで分かれておる、その
五分位階層で見てもどの辺までが課税最低限をカ
バーしておるか。少なくとも社会的平均的支出は
カバーしておるか。したがって平均的なものは最低
限より上であらうというふうな判断をいたしてお
るわけでございます。

○阿部(助)委員 皆さんのほうではそうお考えな
んだけれども、味もそつけないものをつくるの
じゃない。味もそつけないものをつくるの
くつてごらんになったらどうです。それでさら
に、皆さんのところの説明において、それの方
にお話じゃないが、食料に金をかける人もあるし衣
服に金をかける人もあるそうだから、そういうの
を幾通りかつくつてごらんになれば国民も納得す
るだらうと思うのです。そういうものはやはり評
判が悪かつたということ、腰折れにならないで、
やはりあくまで国民に納得してもらつたというた
てまえをとらないと、一体どこで生活費非課税の原
則を貫くかというのがわからぬのではないです
か。

もう一つ、今度は住民税であります。これは
応能であるとか応益であるとか、これは私に言わ
せればへ理屈をつけてやっておるわけですが、
これはどうなんですか、五人世帯でいいたら、給与

者の場合と事業者の場合の最低限は幾らになつておりますか。

○細見政府委員 給与所得者の場合であります。今回の改正によりまして七十三万円になるわけでありまして、事業所得者につきましては四十九万四千円ということになっております。

○阿部(助)委員 そういたしますと住民税の場合には、もうこれは完全に生活費に食い込む税金を取つておる、こういうことになるわけですね。

○細見政府委員 最低生活費をどう考えるかというところでありますが、市町村の場合はいわば市町村の部落共同体の生活というのはいわば生活費の一部ともいえるかもしれないという一面もあるわけでありまして、そういう意味で昔から住民税と所得税との間にはそういう差があるということとで説明がなされてきておるわけでございます。

○阿部(助)委員 会費のようなものだとか、そういう問題は別にしまして、私がお伺いしておるのは、これでは生活費に食い込んでおるんだということなんです、どうですか。

○細見政府委員 そのところが最低生活費をどう観念するかのむづかしいところでございまして、住民税が最低生活費に食い込んでおるといふ言ひ方もできようかと思ひますし、住民税はそういう最低生活費の一部をカバーするもの、つまり自分でその最低生活費をまかなうべきものを市町村民税として払つて、市町村のサービスとして受けて、それによつて最低生活を営んでおるといふ一面もございまして、その辺が非常にむづかしいところだと思ひます。

○阿部(助)委員 私の申し上げるのは、生活費を削つても市町村民税を納めようとする意思があるかどうかは別にしまして、先ほどの所得税の場合に、これだけぐらひは最低生活に必要だということとていふと、いまの住民税の場合には、これはあとで恩恵を受ける受けないは別の話にしますと、生活費に食い込む課税をしておるといふことだけは認めざるを得ないのじゃないですか。

○細見政府委員 先ほど来申し上げておりますように、家計調査によります勤労世帯の支出金額は八十七万でありまして、これはいわゆる最低生活費をかなり上回つた、自分は中間階層に属する人間だという意識をお持ちの人たちの生活費でありますので、これよりかなり下のところに最低生活費はあるのだと思ひます。しかし、その最低生活費にいたしまして、ただ単にカラーとかあるいはただ単に衣食のための必需品ということをしなして、いろいろ人によりあるいは住む場所によりというふうなこともありまして——住民税の課税最低限が高い水準にあるというふうなことは申し上げるわけではございませんが、この引き上げはもろろん検討いたしてまいらなければならぬと思ひますが、住民と市町村のいろいろなサービスとの関係などを考えれば、最低生活費という概念をどうするか、所得税のようにいわば所得の再配分という機能をあわせ持たす税とは若干その辺は違ふのではないか、かように思ふわけでありまして。

○阿部(助)委員 そうすると、どうもあなたのお話を聞いておりますと、一番最初に私が質問したときの話とちよつと違つてきておるように思へるのですが、私の聞き違ひでしょうか。所得税の場合、あなたは、担税力だ、再配分だ、いろいろあげたけれども、基本は、あなたと私の間では生活費非課税ということ、それが一番大きな土台であるということ、最低限を引き上げてきた。それで、これでまあまあだとおしやつた。ところが今度は住民税の場合には、これはいろいろなかの要素は別にしまして、地域の会費みたいなものとか、地域からまた恩恵を受けるのとていふことは、またあとで論議はしてもよろしいと思ひますけれども、それを別にすれば、事業所得者が四十九万四千円をこえれば地方税が取られるというの、それは、そうしますと、いいとか悪いとかいふことは別にしまして、この四十九万からは地方税を納めるといふ、その地方税の部面は生活費に食い込んでおるのです、端的にいえば、私、こうい

う質問なんです。

○細見政府委員 最低生活費との関係では食い込んでおらないと思ひます。

○阿部(助)委員 では、その最低生活費というものは大体どれくらいなんです。

○細見政府委員 それが先ほど来申し上げておりますように、最低生活費というものを計数的に導き出すというのは非常にむづかしいということをしなして、したがつて平均的なものが出ておる。それは所得税に關していへば、少なくともかなり最低限を上回つたもので、何が最低限かということになれば、この八十七万というものをかなり下回つた数字であるかといふことはいえようかと思ひますが、それが幾らであるかといふことになつておるわけですね。

○阿部(助)委員 その最低生活費というものをあつて、どこに置くか。世の中が進めば、人間がほんとうにぎりぎり生きていくといふことだけではどうしようもないでしよう。やはりその時代、その時代に應じての多少文化的な面も加味してくるであらうし、その点でそれをまずある程度見当をつけないければ、私はほんとうは課税最低限の論議をしてもしょうがないじゃないかといふ気がするわけですが、そこが一番問題と思ふ。大体地方税の場合には、まあ皆さんは応益の原則で会費のようなもの、これは、まあおつしやるだらうけれども、取られるほうにとつてみればやはり税金なんです。そうすれば、やはりもつと大きな面から税の再配分をするとか、これからいろいろな面での配慮をしていかなければならぬ問題がそこに出てくるけれども、それを抜きにしてこれがいんだといふことになれば、いまのような不合理をそのまま押していく以外にない。その辺で私は、いま一べんにそれをすく直すといふ御返答があるとは思ひぬけれども、やはり方向としては、生活費非課税といふ原則は所得税であらうと住民税であらうと貫かなければならぬ、こう思ふのでお伺いしておるのでございまして、そこで私はこの問題を少し

しつこく質問をしますけれども、そこをもう少しはつきりしてもらふと、何か税金の論議というものには私は意味をなさないうような気がするのです。あるところから取ればいいのであつて、納めないとは言わないうのです。だけれども、生活費に食い込む税金というものは取るべきでないといふことだけをきちんとしておきたい。そこで私は繰り返してお伺いしておるのです。それならば、それがわからないうというならば、私たちにわかるように、国民にわかるような何らかの手段でそれをお示し願ひたい、こういうことなんです。

○細見政府委員 おつしやるように、最低生活費というものに課税最低限が食い込まないようにするのが望ましい課税最低限であることは当然であります。その意味におきまして、住民税の課税最低限は決して、特に事業所得者などの場合には高い水準にあるといへるものではないと思ひます。その意味で、今後住民税の課税最低限の引き上げには、財政事情の許す限りでできるだけの努力をしなければならぬ。少なくとも所得税の課税最低限との開きがこれだけあつていいかどうかというやうなことにについては、真剣に検討しなければならぬ問題であらうと思ひます。ただ、いま阿部先生の言われます何が最低生活費かといふことにつきましては、これは判断にわたる面が非常に多いものですから、客観的に幾ら幾らの金額だといふことはなかなかむづかしい。しかもこれが全国的な最低生活費でありまして、新潟県の最低生活費と東京都の最低生活費との間にはやはり何らかの差もあると思ひますし、その辺をひくくめまして最低生活費が幾らかといふことをきめることは、確かにそういう検討は別途いたさなければならぬと思ひますが、非常にむづかしい。そして住民税の課税最低限がそれらのものを大きく上回つておるといふやうな水準でないことは御指摘のとおりで、今後とも引き上げに努力しなければならぬと思ひます。

○阿部(助)委員 この問題、検討してもらいたいのでありますが、大体国税と地方税と課税最低限

がこんなに違つておる国というのは、ほかにあるのですか。

○細見政府委員 同じ課税標準を對象にした税は、國民の所得を對象にする住民税以外ほとんどございせんので——あと事業税がございませうが、これは國にそれに見合う税がないというふうなことで、一番問題が多い所得についてこういうふうに課税標準が違つておることについては、大きな検討の問題だと思ひます。

○阿部(助)委員 この外国との比較も、いろいろとやり方が違ひますので一べんに比較はできないが、日本のようにはっきりと地方税と国税とがこんなに明快に分かれ、しかも差があるというのは、私はあまりないと思ひますので、地方税の課税最低限の引き上げは真剣に努力するとおっしゃることばありますが、そのようにほんとうに努力をしていただきたいと思ひます。

次に、当局は減税だ、減税だと宣伝しておるのですが、所得税の減税のうち物価調整分というのはどれくらいを見ておられるわけですか。

○細見政府委員 経済見通しの消費者物価の上昇が四・八%といひまして、約五百三十億がいわゆる物価調整税に当たる数字でございます。

○阿部(助)委員 物価のはうは四・八%で見込んでおつたのですが、ところが本年の二月の全国消費者物価指数はもう前年に比べて八・五%だと、こういっておる現状でありまして、そうするとこれはもう少しよい減税しないと理屈が合わないんじゃないですか。それはどうなんですか。

○細見政府委員 別の機会に広瀬委員の御質問に、これが六%上がったときには幾ら物価調整税が要るかということ、七百二、三十億じゃないかと、この減税二千四百六十億余りでありまして、まあ物価調整減税で消えてしまふというふうなことはないので、ただ減税の規模が、そういうものを差し引けばかなり小さくなるということ、これは御指摘のとおりだと思ひます。

○阿部(助)委員 物価はこやうやって上がつていくのでありますし、ほんとうに生活をしておる主婦の人たちは、物価問題では頭へきておると思ひます。物価対策についてちよつとお伺ひしたいのですが、これは大蔵当局としては大体どんなふうな考へておるのですか。これは皆さんだけが担当じゃないと思ひますけれども。

○細見政府委員 これは大臣が別の席で答へておつたところでありまして、物価の問題は七〇年代の日本経済の最大の問題で、物価騰貴というところが、國民の貯蓄なり勤労意欲なりに害を及ぼすというふうなことがあつてはゆゆしいことで、物価の抑制のためにはあらゆる努力を傾注しなければならぬと申し上げておる、私どもも税制改正の分野を預かる者といひまして、どういふ税制改正が物価抑制に役立つかといふことは考へていかなければならぬと思ひます。ただそこで申し上げておきたいことは、たとえば物品税なり砂糖消費税なりをまければ、それは物価は一回は下がりますが、しかしそれは構造的に物価の引き下げが行なわれたわけではありせんので、間接税と物価との間にはいろいろむづかしい議論がございまして、そこは今後詳細な検討が要る問題であつて、間接税を下げれば物価が下がつたといふのでは、少し施策としては簡単過ぎるのではないかと考へておるわけでありまして。

○阿部(助)委員 これは大臣が次官にお伺ひする以外にないのでしようが、物価問題は、いままで佐藤総理も、もうたびたび最大の政治課題だといふようなことをおっしゃつておるのですが、むしろ佐藤総理がおっしゃるたびに物価は上がつておる気がするのです。これは一体どういふふうな下げるといふ——これだけ何年間か、施政演説では物価問題を云々してきただけで、物価を下げる手段といふものはまだ聞いたことがないので、これはもう資格がないならおやめになればいいし、能がないならばもう内閣交代すればいい。これだけ問題になつておるのだから、方策は具体的に何かありになるのだと思ふのですが、どういふ手

を打つてきて、そしてこれからどういふ手を打つというの、具体的に案をお持ちなんですか。

○中川政府委員 物価問題は、ここ数年來政治課題の最上位のランクにあるわけでありまして、どこにいても物価、物価、国会の議論も物価でどれくらい議論しておるかかわらないくらい重要な課題であります。また政府にとつても、物価といわれるたびにひやひやし、理屈抜きに何とか批判に應じなければならぬという課題でありますので、わが佐藤内閣においても、この点については力一ぱい入れておることは事実だらうと思ひます。

そこで、物価の高くなる最大の原因は、私どもの承知しておるところでは、経済の過熱、異常な伸展がそもその原因ではなからうかといふところから、ここの予算編成においても、景気を刺激しないように、どちらかといふと押えていくといふようなところに配慮を加えておるのが第一点ではないかといふふうに思ひますし、また昨年來金融引き締めを行つておられますのも、あるいは今般法人税の引き上げを行つたのも、そういうことも若干なりとも配慮しておるのではないかと、いふふうに思つております。

これは大きな網での物価対策であり、こまかいところでは、公共料金については、まずまず自粛しておるといふてもいいんではないかと思ひますし、特にまた消費者物価の値上りに大きな原因となつております食料品、これは天候その他の問題もありませんが、やはり流通過程にメスを加えなければならぬといふことに、ここ二、三年気づいておりました、農林省においてもこの流通過程に対する助成といふものに、満点ではありせんけれども、かなりの施策を加えておる。

そういうふうなことで、非常に大きな課題であり、國民的な心配事でありまして、そういうことで、景気があまり大きくならないように、そのことが物価にはね上らないといふ大きな網と、公共料金その他農林物資等にきめのこまかい物価政策をやつておるところであつて、にもかかわらず若干

上がつておるといふのは非常に頭の痛いところでありまして、われわれも率直にこの点は反省をして、ささやかなる政治家であります、全力を尽くしてみたい、このように思ひわけでありまして。

○阿部(助)委員 物価が上がるから賃金を上げる。そうすると税金のほうは何がしかの減税をしないと、これは實際の手取りはふえていかないといふことの悪循環をしておるので、物価問題はもう佐藤内閣は能力がないのだといふことで、この辺であきらめるのがほんとうだと思ひますが、これだけ問題になり、これだけ公約をし、施政演説で重大な重大だといつても、一つも実効をあげられない。とすれば、もう内閣は物価安定の能力なしといふことに國民は見えておるので、もうこの辺で選挙交代をしたほうがほんとうだと私は思ひますけれども、實際いふと物価問題、物価が上がつていく、こういう問題は、實際もう政府に期待できないではないか。一%、二%はやむを得ないにしても、今日のように八・何%、しかも生活費の實際一年間で百回以上買ものは一〇・何%だ、一%なんていう数字が出るようなことになつては、これはもうインフレといつて間違いないところだと思ひますので、ほんとうに政府当局はもう少し総力をあげて物価問題に取り組んでもらわぬと困る。これは政務次官に幾ら聞いても出ないでしよから、次に移ります。

これは公取のほうですが、ちよつとひとつ確認をしておきたいのです。私も本を見たので、一べん読んでみましたが、大門さんという人の著書で、「原価の秘密」、これによりましてと原価と小売価格とが非常に開いておるわけですね。これをちよつと読みますが、間違つておるところがあらう。——カラテレビが原価四万円、小売価格が十八万円、トヨタの二〇〇GT、国内価格が二百三十八万円、輸出価格が百三十二万二千円、アリナミン二千五百錠入り原価百二十五円が小売価格一万円なんですね。薬九層倍といふけれど

も、これはまさにそのとおり、ハイシーというのが一錠原価一円のが小売り価格十五円、リポビタンドが原価三元から四円というのが百円、コールドクリーム五十円が千円、ウイスキー三十八円が小売り価格千円、こう本に書いておるわけですが、間違つておるところがあったら、御指摘を願いたいのですが、大体こんなものですか。

○吉田(文)政府委員 私、そういう本の書名については耳にしたことはございますが、はたしてこの原価がこれで、小売り価格がこうであるということを確認しております。まだ調べておりませんので、事実かどうか、ちょっといまの段階ではお答えいたしかねます。

○阿部(助)委員 これは調べていないのですか。調べる手がないのですか。どっちなんですか。

○吉田(文)政府委員 直接何か違反の疑いがあるれば調べますけれども、そうでなければ原価あるいは小売り価格を調べる方法はございません。

それで申し上げますけれども、公取、つまり独占禁止法としては、一般的に申し上げますと、製造原価に比して小売り価格が非常に高いということだけで、それを独禁法で規制するという根拠はございません。ただし、かりに小売り価格が製造原価に比較して著しく高く設定されておき、それがカルテル、つまり価格協定その他の競争阻害的な行為によって維持されているというところでございませうれば、これは独禁法上問題があるもので、その行為が行なわれるということであれば違反としてとらえていきたい、こういうふうに思っております。

○阿部(助)委員 カルテルがあるかないかというのはどういふときにわかるのか。皆さんでその判定をするのですか。あと、私がいま読み上げた大門さんの著書にありますが、皆さんとして調べるべきでないか。大体こんなものという見当すらつきませんか。

○吉田(文)政府委員 カルテルがあるかないかというところは、大体私どもで普通違反事件として取り上げる場合は、申告がまずございます。それから

らあるいは新聞記事その他業界の情報等を手に入れたまして職権で調べるといふ場合がございませう。その二つがございませうが、本件の場合、はたしてこれがカルテルによって引き上げられた価格であるかどうかということまではまだ検討いたしておりません。

それからあとの御質問の、たとえばコールドクリーム五十円が千円というのが一体どういう事情で——原価が五十円、これは製造原価のことだと思ひますが、これが最終の末端の小売り価格が千円にもなっている。中間にいろいろ販売業者が入っていると思ひますが、それが一体どういうふうな事情でどういふふうな利益をもつてもうけて最終がこうなっているかというところは、まだ調べておりませんので、確信をもつて御答弁はいたしかねます。

○阿部(助)委員 こういうのはある程度調べていかなければ、カルテルがあるかないかというのはいま實際にわたつてわからないのじゃないですか。何か新聞で問題になつたから手を入れるというのじゃない話で、新聞に出たり何かよそから摘発ですか、何かあつたときに調べるみたいにな話なんです、そういうことなんですか。

○吉田(文)政府委員 職権で調べることはできません。それは何かのきっかけがございませんと情報が入りません。たとえばこういう記事が出ていふと、何かあつたときにカルテルがあるかないかというところを調べることはできると思ひます。

○阿部(助)委員 それでは、ここであなたわらないと言ふのだが、これくらいのもは調べておくのはあたりまえな話だと思ふのですが、これは調べていただけますか。

○吉田(文)政府委員 これについて私もあまりにもひど過ぎるというふうに考えますので、カルテルその他独禁法違反の行為がこの背後に隠れていふのじゃないかというところは調べます。調査をいたします。

○阿部(助)委員 先ほど申し上げたように、これ

はたしか第一銀行の出した資料ですが、一年間に百回以上購入する消費物資については一%も上がつておるといふようなことを第一銀行の調査部が出しておるわけでありませう。そういう点で、政府の統計もやはり一番生活に關係するこういう問題をひとつ統計を出したらいかがなんですかね。あの統計資料はよく見れば、専門的に見れば、なほは食料品や何かの部面はある程度われわれにはわからぬことはないのです。だけれども、国民に四・五%とかいふ五%と言つてみたところ、なかなか生活実感に合わないし、国民は何か政府のやる統計というものに信をおかなくなるのじゃないか。あの統計品目のとり方にも私は問題があるとは思ひますけれども、その点はいまここで論議をしませんけれども、少なくとも最もよく使う物資についてはやはり国民に真実を知らせるという義務があると私は思ふのです。そういう点で統計のとり方自体も検討する必要があると思ふのです、いかがですか。

○岡部(秀)政府委員 政府でいまやっております消費物資指数というものは、特別な商品だけを選ぶ、特別な家庭を選ぶというのじゃなくて、ごく全般を代表し得るよう消費商品も選ぶ、家庭もそういうふうを選ぶ、こういうことになつて、その平均という形で消費物資指数を出しているわけでありませう。そういう意味におきましては、平均ですから、それより多い支出のところもあるし、それより少ないところもある。また、それぞれの家庭で学校へ出している学生の多いところと少ないところ、あるいはおふろをうちで持つていろいろ違うわけでありませうが、それらを全部ひくくする、そして国民全般を總体的にながめていくところ、そして物価指数を現在つくつておるといふところ、その面、なるほどおつしやるとおつに一般と違ふじやないかということについては、私たちがそれは違ひます。平均という数字でございませうから、ちょうど平均というところへ合つた家庭や消費者ならばそのところにび

たつといきませうけれども、そうでないところの人が多いということですから、たつといかない、こういう点があると思ひます。その点で、現在の消費物資指数というふうなものは、平均的な物価動向を正しくとらえるという観点でつくられておるといふことでございませう。ただし、いまおつしやつたような生活実感に合つたというふうな面をとらえながらつくつていくというやり方はございませう。それは最も頻度を多く買ふ品物だけ、毎日毎日たくさん買ふ品物だけを集めた物価をつくる、こういうやり方をいたしますと、そうするとその点では、上がったもの、下がったものを平均したというものはばつとくるものが出る。

〔山下(元)委員長代理退席、委員長着席〕
そしてまた所得階層別に見てみますと、平均じゃなくて、たとえば五つの階層に分ければ、第一階層に属する人はその指数が相当低つたりくる、あるいはたくさん収入を得ている上層階級のところの指数を見ればわりあい高つたりくる、そういう点があるわけがございませう。そういう点で、私のところでも所得階層別のものをつくつております。それから購入頻度別というふうなものも試算をしたりして、こういう状況でございませうので、この点さらにわれわれといたしましてはこの指数をさらに研究をし、あるいは発表をするかどうかというふうなことにしても検討をして、そういう点でのサービスをしたいといふふうな気持ちでございませう。

○阿部(助)委員 消費者物価指数をたいへんな手数をかけておやりになつておるようだけれども、これは何のためにやつておるのですか。

○岡部(秀)政府委員 消費者物価指数は、物価指数、物価の上がり下がりを見るというためでございます。

○阿部(助)委員 何のためにですか。

○岡部(秀)政府委員 それはいろいろな経済政策をやる場合に必要なのでありますから、つくつております。

○阿部(助)委員 経済政策ということになれば政

府のほうの必要なかわかりませんが、やはり物価のあはれは、国民もまた自分の生活を設計していく、そういうためにまた必要なんですね、皆さんに何のためかというふうな言いへん失礼な言い方をしたけれども、これはやはり生活を設計している国民のことも考えてもらわねと、そこがおかしいのです。国民はやはり自分の生活設計をしていくときに、めちゃくちゃに物価が上がったりあれしたんじや、生活設計が成り立たぬじやないですか。うちをつくらうと思つて貯金をしても金の価値がどんどん落ちていったら、何年たつたらうちができるかわからぬ。生活設計というものの足しにならないようなら、もう少し人数を減らしてもいい。皆さんもつと少し簡単にしてみたらいい。皆さんみとつと少し配慮してもらおう。そういう点からいくと、よけい扱うようなものはなくなつておくらうの親切さがあつてもいいのであつて、初めから何か生活実感と合わないのがあつたりまだだいたいな感覚でおられるのは、少し国民の公僕としての責務を忘れておられるじやないかという感じがするので、私指摘したわけです。

○岡部(秀)政府委員 政府の経済政策だけに使っているわけじやございせん、おっしゃられるとおり、国民自身が現在の経済状況、物価の上がり下がりはどうなつていくかというのに使つておる。まさに国民のためにつくてあるということがいえると思ひます。

それから、おっしゃるやうに一部の商品だけの物価をつくるというのは、それだけの、その面に通用するだけなんです。そうじやなくて、一つ一つじやなくて、全般の物価というものがどう上がつていくのかと見るならば、それは全部の家計というものを正しく見て、そこでそれぞれの購入するものがどういうウェイトを持つておるのかという正しいところを出していかなければならぬので、あるグループだけをつくつたのではそのグループだけのものなんです。それはその人たちの実感に合ひましようけれども、それこそまさに国民全般の実感に合わないという結果になるという

点をひとつ御了承いただきたいと思ひます。

○阿部(助)委員 あまり時間を取りたくないのであれですが、初めからそうおっしゃればいいのであつて、政策目的でとつたから、それならばやはり大事なことは、国民の実感に初めから合わないのがあたりまえみたいな感覚じやないに、先ほど来私が何べんか繰り返しますように、国民に一番関連のある部面の統計も必要なのじやないか。私は話を聞いてみると、非常に科学的におやりになつておる、その色をつけようと思つておられないという点は私も認めます。それで、それだけ努力しておるならばそういう親切さがあつていいのじやないか。いまの政府の四・五%であるとか、あるいは皆さんの出された数字を見ても国民はなかなか納得しない。また今度いつかの機会でお伺ひしようと思ひますが、品目のとり方にしておつてみたつて、あんなのをとつておられるようではおかしいじやないか。いろいろな問題はあります。だから、きょうは触れる時間がありせんので、お願いとして、なるたけ国民の生活設計にプラスするようなものもひとつ御考慮願ひたいという事であります。

次に、配当所得の課税最低限が三百四十万円、そうしますと、現在の所有株価でいつたら大体どれくらい株が要するのですか、原価で。

○細見政府委員 平均利回りがどれくらいになつておるかによりますので一がいに言えませんが、もし五%であれば御承知のやうに二十倍になるという事であります。非常に資産株的なものに投資しておられて七分とか六分とかであれば十数倍というやうなことになるかと思ひます。

○阿部(助)委員 いずれにせよ、不労所得の人たちが三百四十万円何がし、勤労者の所得の課税最低限の三倍だというやうなことは、これはけさから大銀行の方や証券会社の方がいろいろとお述べになつておるけれども、これは私たちが納得できないし、国民も納得できないところだと思ひるので

す。こういうのはもつと思ひ切つてやはり整理する必要があるかと思ひます。皆さん努力しておる、こうおつしやるのでしようけれども、一段とこれはピッチを上げて努力をしていくべきだと思ひますが、いかがですか。

○細見政府委員 配当控除の問題を抜本的に改正いたしますのは、どうしても法人税と所得税との両方の仕組みと申しますか、端的には法人税の仕組みというものを考えてまいらなければ抜本的なことができないことは、御案内のとおりであります。

そこで、けさほどお話が出ましたやうに、資本金一億円未満の法人が実に九九%を占めておる状況であります、これらの法人について申せば、シャウプが当初申しておりますやうに、事業を法人の形態で営もうと個人の形態で営もうと、税負担があまり違つてはいかぬじやないかと、いろいろあるのだからと思ひます。たとえば、親族あるいは同族で資本金三、四百万円の会社を経営しておられた場合に、それを個人の場合と法人の場合とでは税負担が、法人の場合は二回税金がかかる。法人の段階でかかつて、配当したらまたかかる。あるいは、そんな小さな段階では配当は要らないかもしれせんが、やはり使用人もだんだんふえてまいれば、そこに給与体系というやうなものも設けざるを得ない。給与体系を設ければ、社長だけ無制限に給料を取るといふわけにもいかない、あるいは専務に非常な多額の給料を出すわけにはいかぬといふことになれば、ある程度ものはやはり配当として配分することも考えなければならぬ。そういう場合に、個人からいへば、非同族の大法入になる過程でいろいろ法人があり、しかもそれが現実に日本の経済としては大部分を占めておる。それについて、けさほど東烟会長もお話になつておりましたやうに、抜本的な認識を立てて、抜本的な整理統合あるいは分割の基本方針を立てた上でないと、配当控除を徹底した制度としてどう考えるかといふことにはなかなか問題があるわけでございます。そういうところもありまして、これをさらに一歩進めてまいりますのは、その検討とあわせ行なわなければならぬかな納得を得にくいのではないかと。この意味で、私どもとしてはできるだけのところまできて、所得税の負担におきまする不均衡をできるだけ直して、確かに一年、二年は多くなりますが、四十七年以降は二百四十万程度になりまして、現在よりも、配当所得のみによつていられる方のいわゆる非課税限度というものは薄くなるわけでございます。その辺の努力を認めていただきたいと思ひます。

○阿部(助)委員 あなた、いま一億円未満の会社が九九%あるというのは、会社の数でございますか。——そうすると、一億円未満と一億円以上の会社の法人税の税額はどうか。

○細見政府委員 所得で申しますと、一億以下が四割、一億以上が六割が稼得所得であります。

○阿部(助)委員 九九%で四〇%の税金を納めておる。そういう点からいけば、大きいところと小さいところとの処理のしかたもおのずから出てくるんじやないかと思ひます。だから、それを含めまてどおり温存するためにそういう理屈をお述べになつても、国民は納得しないんじやないか。それならば、法人税三百万で二つに分けられるものならば、四つに分けるといふこともできるわけであつて、分けられればいいじやないかという理屈も私は立つたろうと思ひます。皆さんは立てにくいだけの話であつて、二つに分けられるものが四つに分けられないはずがない。一年間で七百万も利益をあげる会社があるのですから、それと一緒にするなんといふことは、いまの税のあり方からして納得はできないんじやないか。實在説だ、擬制説だといふやうな議論の先に、もう少しこれを果進的な分け方をされるのがほんとうじやないかと思ひますが、そういう意図は全然ないで

○細見政府委員 法人税に累進税率をさらにこまかく刻んだらどうかといふやうな御提案であるといひますと、これは御承知のやうに、法人とい

ころもありまして、これをさらに一歩進めてまいりますのは、その検討とあわせ行なわなければならぬかな納得を得にくいのではないかと。この意味で、私どもとしてはできるだけのところまできて、所得税の負担におきまする不均衡をできるだけ直して、確かに一年、二年は多くなりますが、四十七年以降は二百四十万程度になりまして、現在よりも、配当所得のみによつていられる方のいわゆる非課税限度というものは薄くなるわけでございます。その辺の努力を認めていただきたいと思ひます。

うのは自由に分割も併合もできるわけでありまして、所得金額に応じて大きな税率といいますが、累進税率で課税するというような制度を導入いたしますと、その法人は分割をするとか、いろんな意味で、税制によって法人のあり方というのがゆがめられてくるという一面がございます。また逆に、そういう所得の大きな企業に重く税を課したら、その対比で収益率の大きな企業に重く税を課したらどうか。つまり、資本金対収益率の大小によって累進税率を設けるといふ考え方もございますが、これによりまして、結局、結果的には小資本のほうに、中小企業のほうが重課になるというような問題もござります。

さらに、基本的には、やはり法人と申しますのは、個人のように税を払うことが即犠牲であるとか、あるいは負担能力とか、そういう観念にそもそもなじまない存在であるかと思ふので、法人の段階でそういう累進税率を設けることは、いわば中間的なたまりの所得に対しての累進税率になります。そこはある程度フラットな税にして、それが個人に最終的に帰属する段階で総合して累進課税を行なうというのが税としては一番すなおで、応得的で、あるいはまた税制としてもすっきりした税制ではないかと私は考えておるわけでありまして。

○阿部(助)委員 そういふ筋を通されるならば、やはり配当などというものは三百何万まで非課税なんというのではなしに、これも全部個人の所得は総合して累進にされるならば、私も局長の御意見に賛成をするのだが、そこのほうは別にしておいて、ここのほうは別な理屈を立てられても、これは納得ができないところなんです。これはまたどなたか、あとでおやりになると思ふから、私深入りしませんが、あなたのお話を聞いておりましたも、何かそこあたりが矛盾しておるわけですよ。個人に入ったら個人ですばつと累進にする、こうおっしゃるならばそれで筋を通しにしなければいい。それならばわかる。どうもその辺がすっきりしないままに進むの

は残念ですが、時間があまりありませんので……。それで、私、主として所得税のほうをお伺いしたいと思うのですが、税率は最初一〇%から出発をしますね。それから小刻みに上がっていくわけでありまして、この一〇%を初めから二%、四%という形で、一〇%から一二、一四というふうにくらぐらぐらに、一〇%という最初のすべり出しではなしに、二%からすべり出していくというところはどうか。ただ、多少煩瑣だなどというところになるかも知れぬけれども、煩瑣なんというところでは私は済まされたいと思うのですが、どうですか。

○細見政府委員 課税最低限のときにも申し上げましたが、課税最低限と税率とを組み合わせる考え願いますと、たとえば百二十万の人で、課税最低限が百万あって、一〇%だと二万かかる、そういう方には実は二%の税率を適用しているわけでありまして。そういう意味で、課税最低限との関連でござらん願はば非常にこまかい、百十万の方に一%の税率で課税いたしておるということになるわけでありまして。課税最低限と組み合わせたいだければ、実は一%、二%、三%という形に税率はなっておりますわけでありまして、先ほど来申し上げております組み合わせでござらん願ひたい。その課税最低限はある程度上げなければならぬという御意見については、先ほど来阿部委員と同じ御意見を申し上げておるわけでございます。

○阿部(助)委員 皆さんのほうでは、間接税のことで、見通しについてはたびたびお話があるようでありまして、目下検討中だということでありましてね。そうすると、この検討というのは、実施するかしないかの検討なのか、実施を前提として検討しておられるのか、どちらでございますか。

○細見政府委員 実施するかしないか、実施した場合にどういふものかということ、いまの二つに分けられたような意味では、両方を含めた検討でございます。

○阿部(助)委員 皆さんのほうでは、所得税減税なんというところで、財源の確保を考えられておる

と思うのでありますが、私の見るところ、やはり七二年というのはたいへんな年だろうと思うのです。一つは、政治的には沖縄の施政権、返還するかどうかかわかぬですが、一応返還の年であつてみたり、あるいは第四次防衛発足する年であるとか、新全総の年であるとか、あるいはまた国債償還、これは皆さん買いかえをされるかどうかかわかりませんが、一応国債償還という問題をかかえた七二年というのは、まさに大蔵省の主税関係にとつてみれば、これはもうたいへんむずかしい年にかかってくるわけでありまして。そういうことを考えてみると、間接税の検討というものは七二年に向けて皆さんは検討し、実施するのではないだろうか。また一面、別な面から、これは私の推測でありますけれども、それをかかえておるからこそ、お医者さんの特別措置も二年間の暫定ですが、みたいでありますし、まあ、これは無期限にしたが、どうせ検討するだろうと思ふのです。

もう一つは、法人税の場合も大体それに近い、二年間の暫定のような形でいっておるとすると、この七二年に向けて、皆さんのほうとしても、ある意味ではたいへん頭の痛い年を迎えようとしておると私は感ずるのでありますが、それだけに、財源確保のために間接税というものが大きく浮かばざるを得ないのではないかと感じます。その辺を、その辺を考慮して検討をしておられるわけですか。

○細見政府委員 政治的なサイドについては政務次官からお答え願ひたいしまして、私どもが考えておりますことは、先般申し上げましたように、現在のように経済成長が続いてまいりますと、直接税のほうには、御承知のように、所得に対して非常に弾性値が大きいわけでありまして、したがって、経済の成長以上に税収が上がっていくわけでありまして、それに對しまして間接税のほうは、少なくとも現在の日本の間接税は消費物資に、あるいは嗜好品等にかかっているものが多いわけでありまして、これは国民総生産の伸びに應じては伸びてまいらない。したがって、相対的に直接税

に非常に寄りかかった税制になっていくわけでありまして。そこで、新しい財源としての問題ももちろんござりますし、所得税の減税というようなものを続けていくための財源というような問題ももちろんござりますが、やはり直接税というのは、金額にいたしまして今日この二千億あるいは三千億の減税をいたしても負担感というものがなかなかとれない。まして、税の執行に一〇%完べきを期すというのは、言うべくしてなかなかむずかしいわけでありまして、そういう意味で、税制というのはいろいろな税を総合的に組み合わせるといふのが、執行に一〇%を期せられない現状においてはやはり考えてみなければならぬ一つの面ではないか。そういう財源論あるいはまた負担感、あるいはまた執行の難易という点も総合的に事務的に考えておるわけでありまして、七二年、現実になりましたときに、どのような税制改正を行なうかと申しますのは、そのときにおきます国民所得あるいは国民総生産の大きさと所要の財政支出との間でバランスをとってやっていけば何とかなるのではないかと。七〇年の税制改正も非常にむずかしいといわれておりました。七二年のことは七二年のときに考えたいまして、そのためにいま間接税のことを考えておるというふうなことではございません。

○阿部(助)委員 いずれにせよ、間接税は逆進的な大衆課税になり、逆進的な課税であるから、私は、これはやるべきでないという考え方を持っておりますわけでありまして、皆さんの検討は、御検討なさるのにはけっこうでありますけれども、全面的な間接税に重点を置く税金の取り方というものは、私は、私はどうも納得いかないわけでありまして。それで、時間が来たようでありまして、最後にお伺いしたいのは、私が本会議で質問いたしましたときに、佐藤総理も、銀行の貸し倒れ引き当て金については検討をするとか答弁をされたわけでありまして、この点の検討は始めておるわけですか。税調に諮問するというところでありま

しょうけれども、皆さんのところではもう検討の段階に入っていると思うのですが、どんなふうな段階か、お知らせを願いたい。

○細見政府委員 総理がお答え申し上げましたように、銀行の貸し倒れ引き当て金が過剰引き当てになっておるのではないかと御指摘であらうと思ひます。それについての検討をいたさなければならぬということ、私もさういふ認識を持っておるわけでありませう。したがって、ことしの改正には間に合いません、目下のところは、いま御提案しておる法案のいろいろな準備なり資料の整備で忙殺されておられますが、これらが一段落いたしました段階で税制調査会にもはかり検討してまいりたいと思ひます。ただ、この問題は、金融機関の貸し倒れの認定にあたりまして、銀行局あるいは検査当局の認定の基準がきびし過ぎるとか、あるいはまた、銀行行政のあり方というふうなものともかなり密接につながっておりまして、それらの点も含めまして総合的に検討して、適正な基準になるように検討を続けなければならぬと思ひます。ただ、いまやっておりますかと言われれば、本年度のこの法案が成立いたしました、一段落いたしましたところから検討させていただきますと思ひます。

○阿部(助)委員 ほんとうは私たちがこれを指摘しなくとも、皆さんからいただいた資料によつて都市銀行の場合を見ましても、貸し出し金額と貸し倒れ額との対比は大体〇・二〇程度なんです。そうすれば、いままでもうこんなものは皆さんのほうで検討しておくのがほんとうであつて、いまごろやるということには少し手ぬる過ぎたんじゃないか、こういう感じがするわけですが、その辺で、方向ぐらひは主税局長ともあらう者は大体見当をつけておられると思うのですが、どうですか。

○細見政府委員 これからまさに検討いたしましたまいりたい。先ほど申し上げましたように、銀行行政とも微妙につながつておる問題でありますので、大蔵省の方針が二途に分かれるというふうな

ことがないように、しかし、いたずらに寛大に、過保護にならない適正な方法を見出していかねばならない、かように考えております。

○阿部(助)委員 私、ほんとうは特別措置の問題で、今度新しくできる土建会社の工事の完工の問題であるとか、いろいろお伺ひしたいことがあつたのでありますけれども、時間がありませんし、あとわが党の委員の方にお願ひすることにして終ります。

○毛利委員長 二見君。

○二見委員 夜のとりがおりてまいりましたので、簡単に終わりたいと思ひます。

主税局長にお尋ねいたしますけれども、租税特別措置制度の中で探鉱準備金制度及び新鉱床探鉱費の特別控除制度、これは適用期限を一年間延長しておりますけれども、これはどういう制度になつておりますか。

○細見政府委員 探鉱準備金と申しますのは、鉱物の販売金額の一五％またはその販売によつて得た所得金額の五〇％のうち、いずれか少ないほうの金額を限度といたしまして準備金として積み立てた場合に、それを経費として認めるといふものであります。ただその準備金は、後に述べますやうな特別控除を受けるとき及び積み立て後三年を経過した使つておらない残額があるといふときには、取りくずして利益に算入することになつております。

その時、特別控除を受けるときと申しますのは、これが新鉱床探鉱費の特別控除といふものであります。新鉱床探鉱費を支出いたしましたときには、炭鉱準備金の取りくずしによる益金に算入した金額を限度といたしまして、その支出した金額相当額をもう一度経費、つまり二回経費に認めるというわけでありませう。

この特別控除がありますので、いま申しました探鉱準備金と結びつけますと、課税繰り延べをいたしました準備金が非課税の所得控除に振りかえられつたというわけでありまして、その新鉱床の探鉱費は一方で経費として認められるわけでありませうか。

ら、二重に控除を受けるというふうな形になるわけでありませう。

○二見委員 そういたしますと、たとえば探鉱準備金を一千万と仮定いたします。一千万を探鉱準備金として、最初は、たとへばことしといたしまつと、ことしは損金に繰り入れるわけですね。そうして一年間でその一千万を新鉱床探鉱費のために使つたという場合には、その一千万は一応益金ということになるわけですか。

○細見政府委員 その一千万が益金にならないで、新鉱床探鉱費として支出したときには、その金額が同額特別控除されるわけでありまして、益金にならない。しかもその上に実質に支出した金額は別途経費になるという形になるわけですね。

○二見委員 いたしますと、簡単にいへば一千万は翌年にはまるつきり特別控除されてしまふ。損金の中に入つてしまふ。要するに税金の全然かからない金になる、とこいうわけでございますか。

○細見政府委員 そういふわけでありませう。

○二見委員 そういたしますと、これは普通の特別償却の場合ですと、課税の繰り延べといふことになるわけですが、この場合はさういふふうにはならないわけですね。

○細見政府委員 これは税額が控除されて、その税はかからない、こいうことですね。

○二見委員 お尋ねいたしますけれども、この制度によつて恩恵を受ける会社、企業あるいは産業といふのはどういふものが現在あるわけでしょうか。

○細見政府委員 金属鉱山の系統が多いわけでありまして、非鉄金属あるいは石灰石のやうな鉱山、あるいは天然ガス、石炭といふやうないわゆる鉱物を採掘する企業であるわけでありませうが、その中でも非鉄金属が、大体収入金額で見ますと、あるいはこの繰り入れ額で見ますと、ほとんど九割を占めておるといふわけでありませう。

○二見委員 この制度を適用いたしますと、たとえば非鉄金属のある会社は、大体こいう制度の

恩恵を受けていない企業と比較して法人税はどのくらい安くなりますか。

○細見政府委員 一がいにも言えませんが、おおよそ半分くらいになるという感じでありませう。

○二見委員 実は私は四十二年の上期から四十三年下期までの二年間のこの制度による減税額が私の手元にあるわけですね。このデータが正しいかどうか、私申し上げますので御確認願ひたいので

す。非鉄金属大手七社で八五％の減税を受けている。そしてその実態はどうかというところ、この制度を受けたことによつて十八億円以上も減税を受けている会社が三社、十億円以上の減税を受けている会社が一社、七億円以上の減税を受けている会社が三社、一億円以上の減税を受けているのが三社、一億円以上が一社、こいうデータが私のところにあるわけですが、こいうデータが私のところと同じやうなデータがございましたらばお示しいただきたいと思ひます。

○細見政府委員 大体そんなことになるのではないかとと思ひます。

○二見委員 私、これほど都合のいい制度はないと思ひます。どうしてこの制度を現在存続させておかなければならぬのか。たくさんあるメーカーなり企業が恩恵を受けるのならばそれはうなづける面もありますけれども、わずか大手七社の非鉄金属会社だけが、言うならばこのやうにばく大な利益を受けている。税制上の恩恵を受けている。こいう制度をなぜ存続させなければならぬのか、この点はいかがでしよう。

○細見政府委員 この減税控除と両方合わせて申しておるわけでありませうが、この減税控除の制度は、ヨーロッパあるいはアメリカの諸国におきまして、若干の差はございませう、おおむねこの種の特別措置が講ぜられておるわけでありませう。

御承知のように、日本におきます非鉄金属の資源といふのはだんだん枯渇いたしてまいり、あるいは低能率の鉱山になつてまいるわけでありませう。

して、日本の経済の発展のためにはどうしても非鉄金属あるいは石油、石炭といったような資源を海外に求めていかなければならない。そのときには海外の特にかなり独占的になっておる巨大な企業と競争したさなければならぬ。そういうことを考えれば、諸外国で与えられておる程度の税制上の特典というものを日本の企業だけに認めないということは、結局日本が、そうした日本経済の死活にもつながら重要な海外資源の獲得競争に敗れるというような結果も招来するのではないかと、業界の強い意向がございます、あるいは通産省の強い意向がございます。

一方で、いま申しましたようにいろいろな準備金を設けて、それが期間の経費案分と申しますか、あるときに巨額の経費が支出するのに備えて一定の準備金を積み立てて、それによって事業活動の円滑に行なわせておるようないろいろな準備金制度がありますが、このように究極的にその所得が非課税になるという制度はないわけでありまして、その辺を考えれば、税制としてこういう制度を置いておくのはいかなるものかというようなことをいろいろと議論いたしました。その結果、これらの制度がはたして有効な制度であり、あるいは諸外国の競争において必要不可欠な制度であるかどうかという点について、いま一年慎重に検討をいたしてみたと結論を出してはどうかということ、一年間延長をお願いいたしておるわけでございます。

○二見委員 アメリカと日本の法人税の実効税率はどういうふうになっておりますか。

○細見政府委員 付加税のついたところで、アメリカの表面税率は四八％、日本が三五％、事業税その他の問題がございますが、大体四八％と四〇％程度の負担割合になるかと思ひます。

○二見委員 アメリカなど外国と競争するために、アメリカもこういう制度をやっている、外国もこういう制度をやっている、そして外国と競争するために、日本でも税制上こういう恩典を設けなければならぬのだということですが、けれども

逆にいえば、法人税のほうはアメリカのほうが高いわけですね。日本のほうが安いわけですね。外国がこうやっているのだから日本もこうやらなければならぬのだというならば、では法人税も外国並みに引き上げましょう、条件を同じにいたしましょう、そうした上でならば認めましょう、こういう理屈になりませんか。

○細見政府委員 そういうふうにいふ方もあろうかと思いますが、総合的に税制と申しますのは、その国その国で沿革的なゆえんもあってできているわけでありまして、そつちがだめならこつちでいこうというの、なかなかいかなるものかと考えております。

○二見委員 新鉱床をさがすためだというのが一つの理由になつていようでありまして、これもこれは私は非鉄金属ばかりではないと思ひますが、企業にしても、海外にどんどん進出しなければならぬのだらうし、新しい市場というものを開拓していかなければならぬ。ほかの企業だって同じことです。それぞれの企業は全部自分の収益の中でもつてそういう、海外にしろあるいは国内にしろ、マーケットの開拓はやっていくわけですね。鉱山だけが、非鉄金属だけがそういう恩典を受けるというの、やはり私は税の公平という点から見て疑問があるのじゃないだらうか。そういう点ではいかがですか。

○細見政府委員 そういふ点がありますので、この制度の効果、それからこの制度が税制の公平という点をおかしておる度合い、それらを総合的に勘案して、一年間の検討期間を置いて結論を得たい、かように考えております。

○二見委員 政務次官にお尋ねいたします。答申によりまして、これについては「とりあえず、その適用期限を一年間延長し、その間、制度の合理化について検討する。」こうなっているわけですね。主税局長も、この制度がいかに不合理なものであるかというところは十二分に認識された上で、これから一年間検討されるというわけですね。税調の答申は、合理化について検討するということ

とになりますと、合理化ということは不合理な部分をなくすということですね。いまの制度は不合理だということですね。それを合理化するということは、この制度をなくす方向で検討するのだ。また大蔵省としても、通産省だとかあるいは大手七社のほうからの突き上げもかなりきびしくなるだらうとは思ひますけれども、そこまできくと腹をきめてこの問題に対処していただけるのかどうか。その点、時間もおそいで私これで終わりたいと思ひますけれども、政務次官の御答弁をお願いして終わりたいと思ひます。

○中川政府委員 税の公平からいけば疑問を持たれるという点については了解できるわけでありまして、何と云つても国の資源を開発するということは、会社の必要性もあらうが、やはり国家的要請もあるということからこういう制度が設けられてあつたわけでありまして、いま言つたような御意見もあり、あるいはまた新しい会社との関係等で、もつと拡充したらどうかという意見もないわけではございませんが、いずれにいたしましてもこれは二年間とか長いことではありませんが、一年間でそういうことを前向きで検討しよう、国民の納得のいく姿がどこにあるかということをやるといふことになっておりますので、いま御意見のありました点も十分勘案して、よりよきものに改めたい、このように思ひます。

○二見委員 国民の納得していける方向、よりよいものにしていきたいという政務次官の御答弁、そつくり私すなおに信じたいと思ひます。来年またこの制度が残つて出てきたら、あれはうそだったのかと、議事録を持っておたくへ釈明を要求に参りますので、よろしくお願ひいたします。

そのほかまだ聞きたいこともございますけれども、時間も六時半になりますので、これで終わりたいと思ひます。

○毛利委員長 次回は、来たる四月十四日火曜日、午前十時から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後六時二十六分散会

